

平成24年第6回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成24年12月7日（金曜日）

○議事日程

平成24年12月7日（金曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 市長行政報告
- 6 選任第 9号 防府市監査委員の選任について
- 7 選任第 10号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 8 選任第 11号 防府市教育委員会委員の選任について
- 9 報告第 33号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 10 報告第 34号 専決処分の報告について
- 報告第 35号 専決処分の報告について
- 11 報告第 36号 契約の報告について
- 12 議案第 85号 防府市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 13 議案第 86号 防府市景観条例の制定について
- 14 議案第 87号 防府市有住宅設置及び管理条例の制定について
- 15 議案第 88号 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 89号 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 90号 防府市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 91号 防府市道路標識に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 92号 防府市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 93号 防府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関

- する基準を定める条例の制定について
- 議案第 94号 防府市河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 95号 防府市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 96号 防府市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について
- 議案第 97号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第 98号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
- 17 議案第 99号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
- 18 議案第100号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）
- 19 議案第101号 平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第106号 平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第108号 平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番 高 砂 朋 子 君

2番 久 保 潤 爾 君

3番	山田耕治君	4番	吉村弘之君
5番	橋本龍太郎君	6番	木村一彦君
7番	山本久江君	8番	安村政治君
9番	上田和夫君	10番	田中敏靖君
11番	和田敏明君	12番	藤村こずえ君
13番	清水浩司君	14番	重川恭年君
15番	安藤二郎君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	河杉憲二君
19番	三原昭治君	20番	今津誠一君
21番	平田豊民君	22番	中林堅造君
23番	田中健次君	24番	松村学君
25番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	阿川雅夫君
総務課長	末吉正幸君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	柳博之君	健康福祉部長	清水敏男君
健康福祉部理事	江山浩子君	産業振興部長	吉川祐司君
土木都市建設部長	金子俊文君	入札検査室長	福田一夫君
会計管理者	亀重正勝君	教育部長	藤井雅夫君
農業委員会事務局長	堀浩二君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	永田美津生君	消防長	永田眞君
上下水道局次長	大田隆康君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前 10 時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから平成 24 年第 6 回防府市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 12 月 27 日までの 21 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 12 月 27 日までの 21 日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議席の変更

○議長（行重 延昭君） 議席の変更についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会におきまして議席の変更を御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席番号及び氏名を局長から報告いたさせます。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

1 番	高 砂 議 員	2 番	久 保 議 員
3 番	山 田 議 員	4 番	吉 村 議 員
5 番	橋 本 議 員	6 番	木 村 議 員
7 番	山 本 議 員	8 番	安 村 議 員
9 番	上 田 議 員	10 番	田中敏靖議 員
11 番	和 田 議 員	12 番	藤 村 議 員
13 番	清 水 議 員	14 番	重 川 副 議 員
15 番	安 藤 議 員	16 番	山 根 議 員
17 番	山 下 議 員	18 番	河 杉 議 員
19 番	三 原 議 員	20 番	今 津 議 員
21 番	平 田 議 員	22 番	中 林 議 員
23 番	田中健次議 員	24 番	松 村 議 員

25番 行重議長

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま御報告申し上げましたとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御報告いたしたとおり、議席を変更することに決しました。

それでは、恐れ入りますが、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ御着席いただきますようお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 3分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

3番、山田議員、4番、吉村議員、御兩名をお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 離島航路への新船の就航について御報告申し上げます。

平成23年11月23日に、野島へ向かう定期船「ニューのしま」が乗揚げ事故を起こし、この事故により、本航路を御利用いただいている皆様はもちろんのこと、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしましたことに対し、改めて深くおわび申し上げます。

事故の原因につきましては、現在も、国土交通省運輸安全委員会で調査中でございますが、有限会社野島海運では、安全運航の確保を図るため、災害防止のための乗組員研修会へ参加するとともに、救命及び消防訓練並びに事故対応訓練を実施し、安全管理体制のより一層の強化に取り組んでおります。

この事故により「ニューのしま」が廃船となりましたことから、本年6月から新船の建造を進めてまいりましたが、去る11月21日に、多数の御来賓の方々や島民の皆様へ御

出席いただき、野島において竣工式をとり行い、翌22日から新船が定期航路に就航しております。

事故から1年以内という、極めて早期の新船就航が実現いたしましたことは、国土交通省、同省中国運輸局、山口県等関係機関の御支援、御協力によるものであり、関係各位に対し、深甚なる謝意を表する次第でございます。

新船の船名につきましては、本年6月市議会定例会において御報告申し上げましたとおり、公募を行い、多数の御応募をいただいた中から、かつて野島が島全体にツツジが咲いていたため「茜島」とも呼ばれていたこと、新船が、野島と本土を結ぶ「虹のかけ橋」となってほしいとの理由により、「レインボーあかね」に決定いたしました。

この「レインボーあかね」は、国からの補助金を受けて、有限会社野島海運が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有船として建造したもので、総トン数83トン、旅客定員95名、1,000馬力の高速ディーゼルエンジン2基を搭載した高速旅客船で、最終的な建造費は約3億3,000万円となっております。

船内は、バリアフリートイレや、椅子とは別に、カーペット敷きの客席などを設けることによりバリアフリーに配慮した仕様とし、室内照明にはLED照明を用いるなど省エネルギーにも配慮しております。

また、かねてより島民の皆様から御要望がございました大型物品等の輸送が可能な貨物区域も設けております。

今後も、本土と野島を結ぶ唯一の公共交通機関として、海上旅客輸送の安定及び安全運航の徹底に努めてまいります。

続きまして、防府市土地開発公社の所有する土地の寄附について御報告申し上げます。

このたび、防府市営中央町駐車場として利用されております土地開発公社が所有する中央町11番3ほか2筆、合計2,984.55平方メートルの土地について、土地開発公社から防府市へ寄附をいたしました。

当該土地は、市の中央町緑地事業用地として、昭和47年に土地開発公社が先行取得いたしました。市街地の駐車場需要に対応すべく、市からの要請により、昭和51年から今日に至るまで、市営駐車場事業用地として市へ貸し付けを行っているものでございます。

しかしながら、中心市街地周辺においては、土地区画整理事業等が完了し、現状では緑地の整備計画はなく、また、市の駐車場事業特別会計においては、平成22年度、23年度と連続して単年度収支が赤字決算となり、土地開発公社への貸付料の支出がその主な要因の一つとなっております。

このため、土地開発公社といたしましては、中心市街地に公営駐車場が必要であること、

現在の土地開発公社の財務状況が極めて良好な状態であることなどから、山口県に相談の上、総合的に判断いたしまして、今回の寄附に至った次第でございます。

市といたしましても、これを期に、駐車場事業について、一層の経営改善を図り、健全な運営を行ってまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。

したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

選任第9号防府市監査委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第9号を議題といたします。

本件につきましては、吉村議員の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により吉村議員の退席を求めます。吉村議員。

〔4番 吉村 弘之君 退席〕

○議長（行重 延昭君） 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第9号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、市議会議員のうちから選任いたしておりました今津誠一氏の任期が11月26日をもちまして満了となりましたので、委員の選任についてお願いするものでございます。今津氏には、平成20年12月から監査委員として本市の財務管理等に御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

新たに委員としてお願いいたしております吉村弘之議員は、今回の市議会議員選挙において初当選をされましたが、山口県職員として長年にわたり県行政の運営に携わってこられた御経験をお持ちであり、行政における財務管理等につきまして知識と経験が豊富な方でございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第9号につきましては、これに同意することに決しました。

ここで、辞令交付のため暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時16分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま、防府市監査委員に就任されました吉村議員の就任の御挨拶を受けます。吉村議員、どうぞ。

○4番（吉村 弘之君） ただいま監査委員に御承認いただきました吉村弘之と申します。監査委員に就任するに当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

私はこの3月まで、山口県庁に勤めておりました。行政経験もあるんですけども、議員として初当選させていただきまして、このような重大な責務を全うさせていただくことにつきましては、身に余る光栄と存じております。

また、行政経験だけではなくて議員として、今から一般市民の目をもって、これから防府市政がより発展できるように監査をしてまいりたいと思います。皆様、どうぞ御協力をよろしくお願いします。

これをもちまして、挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

（拍手）

選任第10号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 次に、選任第10号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第10号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、笠原高六郎氏、中谷安彦氏、山本

好子氏が12月17日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

笠原委員につきましては、平成12年12月から4期12年間にわたり本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

中谷委員、山本委員につきましては、引き続き委員としてお願いするとともに、新たに藤原由美子氏を委員としてお願いするものでございます。

藤原氏は、昭和44年にライオンズクラブ事務局に入局後、住友信託銀行株式会社、株式会社竹中土木、西山正敏事務所に勤務され、その後、平成7年9月に昭和抵抗器株式会社に入社され、平成8年1月からは同社代表取締役についておられます。

いずれの方も知識と経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第10号については、これに同意することに決しました。

選任第11号防府市教育委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 次に、選任第11号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第11号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち、小松宗介委員の任期が12月18日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

小松委員には、平成20年12月以来、教育委員会委員として本市教育行政の運営に御尽力をいただいております、教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第11号については、これに同意することに決しました。

この際、防府市教育委員会委員に選任されました、小松宗介氏の御挨拶を受けます。

〔防府市教育委員会委員 小松 宗介君 登壇〕

○防府市教育委員会委員（小松 宗介君） おはようございます。

このたび、教育委員再任の御承認を賜りました小松と申します。

再び、防府市の教育行政を携わることになりまして、本当に心より感謝申し上げます。

これからも、地域とともに家庭教育、学校教育、社会教育の重要性を鑑みながら、より一層の努力をしていく所存でございます。

今後とも皆様方には、より一層の御指導、御支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。まして、私の再任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

報告第33号有限会社野島海運の経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 次に、報告第33号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第33号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明

申し上げます。

去る、11月13日、定時株主総会において、平成24年度決算及び平成25年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成24年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び貸借対照表附属明細にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、2,410万1,592円の赤字となっております。

これにより、前期繰越損失金3,802万4,888円を合わせた、6,212万6,480円が次期繰越損失金として処理されました。

平成25年度も、引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路として、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定される予定となっております。

次に、平成25年度の実業計画でございますが、本年11月から新船「レインボーあかね」が野島・三田尻航路に就航しております。引き続き、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 市長の行政報告にもありましたように、新船が就航することになって、一段落といいますか、一安心、あるいは今後のこの野島海運の事業がうまくいくということを願ってはおります。

ただ、資料の30ページに新年度の、新年度といっても、ことしの10月1日から、来年の9月30日までの事業計画の中で一般事業、それからその他書いてありますが、最後に新船の早期就航に向けた取り組みを進めると、こういうふうに書いてだけで終わっております。この新船の早期就航に向けた取り組みは、ある意味ではもう完了したわけで、そういう意味でいけば収益の確保という観点からいけば、利用者を増やすというようなことが必要になってくるんだろうと思います。

それで、事業報告書のほう、19ページを見ますと収益の確保ということで、航路利用者について野島フォトコンテストを実施するとともに、野島の浜市漁協主催や茜島シーサイドスクール渡船通学と連携し、利用者の確保を図ったものの、釣り客の減少により乗船客が減少したと、このようなふうに書いてありますが、こういったようなものとして、何らかの振興策といいますか、利用者の増加策というのか、茜島シーサイドスクールは来年度も引き続き、実施をされるようでありまして、それ以降についても、9月の議会で事業の延長を引き続く、継続を求める決議が議会で可決されましたので、この辺については

これまでどおりと思いますが、その他のものについて、どのようなことを考えられておるのか、お示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 新船が無事就航いたしまして、今後の離島振興と申しますか、そういった観点からの御質問だと思います。

今期につきましては、いわゆる乗船客総体からいえば、減っているわけでございますけれども、釣り客が多く減っております。1,000名を超える減ではなかったかなというふうに今考えておるわけですが、そうしたことで、例えば、釣り客の方をターゲットにした、例えばフィッシング大会といいますか、そういったこととかもできないかなというようなことも計画に入れているところでございます。

また、これまで取り組んでおります「野島の浜市」、こういったものも、今回の新船就航にあわせまして回数を増やしていくとか、より多くの方に野島のほうに行っていただくというようなことも考えていきたいと思います。

また、今、野島のフォトコンテスト、今期でやったわけですが、こういったことも引き続き継続していくことも必要ではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 今の御質問並びに御回答に関連することなんですけれども、釣り客の減少ということで、1,000名近いというお示しがございました。それで、その方たちをターゲットにしたいろいろな取り組みという御説明があったわけなんですけれども、やはり釣り客の方たちにアンケートをとるとか、実際の御要望をとっていくというようなことはどうなのかということをお聞きしてみたいと思います。

というのが、やはり、釣り客の方、釣りをされる方たちにとっては今の乗船の時間が大変不便だということも聞いたことがございます。そういったこともあるので、釣り客の方に実際にアンケートをとる、そういった取り組みが必要なのではないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今後そういったアンケートもですね、釣り客だけに限らず、上船される方々のいろんな御意見もお聞きしながら、離島振興を図ってまいりたいと考えます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 24年度の事業報告を見ますと、昨年11月の23日に、

いわば、この「ニューのしま」が事故を起こして、負傷者はなかったんですが、修理が困難のため廃船となったということですが、この損益計算書を見ますと、この船舶の修繕費が1,800万円何がしの額が上がってるんですが、この報告書は平成23年10月1日からことしの9月30日ということで、この修理費というものがかなりの額にあるんですが、ここのところを説明いただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この修理費は、現在、「ニューのしま」にかわりまして就航しております「のしま」がございまして、これの定期検査に伴いまして、定期的にやっておりますエンジン解放をやった経費でございまして。

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第33号を終わります。

報告第34号専決処分の報告について

報告第35号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第34号及び報告第35号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第34号及び報告第35号の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の明渡等請求に関する訴えの提起について、専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず家賃を納付しない入居者2人について、本年11月26日に山口地方裁判所へ市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力いたしておるところでございますが、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 確認、一つだけお願いしたいんですけど、この市営住宅明渡等の請求ということで、訴えさせていただいているんですけども、かなり数年前からやっ

ております。実際、今まで、何件ぐらい処理して、今後、どれぐらい、何件ぐらい残っているのか、ちょっとその辺について確認させてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいまの34号、35号の報告に関しまして、過去の案件と今後のといたしますか、今の課題ということで御質問いただいたんですが、ちょっと手元に今、資料を持っておりませんので、早急に調べて御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 二、三お尋ねいたします。

この議案参考資料の中に、「市からの再三にわたる催告にもかかわらず」ということが明記してありますが、たしか保証人制度というのも条件の中にあつたと思うんですが、これまでの「再三にわたる催告にもかかわらず」ということで、提訴ということになったわけですが、保証人に対してはどのように対応をされてきたのか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

再度、御質問ございました、保証人に対する措置、対応ということでございますが、本議会に御報告をさせていただきましたこの案件2件、それぞれなりの事由がございまして、例えば34号案件につきましては、契約者が市営住宅を市のほうに報告なく退去されて、居住地を変えられておつたということで、御本人様の所在地を調べたり、御本人様に文書送付をしながら対応を行ってきた経緯がございまして。

また、35号につきましては、ご本人様、市内に依然として居住をされておまして、御本人様とのお話の中で、支払い意思を示されてきたということがございますので、それぞれとも御本人と主に交渉を行ってきておまして、保証人様のほうへの働きかけそのものは、私どもとしては行ってはおりません。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今のお話でいきますと、保証人は要らないということに私は聞こえます。そのための、私は、保証人ではないかと思っております。入居者がどのような形で転居されたり、どのような形で滞納されているかは、その保証をするのが、同一の対応をとるのが保証人と、私は認識しております。

この、今、34号では、もう毎年毎年、18年からずっと払ってないわけですね。転居したから所在を探してた、ではなく、黙って転居された場合でもそのとき私が保証しますというのが、私は、保証人の責務だと、責任だと思っておりますが、そういう点はそういうふ

うには、保証人ということはそういうふうに市の方は捉えていらっしやらないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま、保証人としての役割として、こういう状態に陥ったときの債務保証をということでの御質問でございます。

市営住宅に入居される方につきましては、御承知かと思いますが、公営住宅の入居基準に則しているかどうか等の判断の中で、保証人の方々へ入居のための条件並びに身元の保証をお願いしているわけでございますが、ただいま御質問がございました債務に対しましての責任保証につきましては、これまで強く求めてまいっておりませんでしたので、今後検討もしてみたいと思いますが、現状ではそういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今後、検討するのではなくて、きちっと対応するというように私はお願いしたいと思います。

それで、これまで、たくさん明渡請求等されてこられました。明渡しの成立を、滞納金の回収はどうなっているのか、きちんとできているのかどうか、そして、その滞納金、明渡しだから、払えないというので、明渡しになったと思うんですが、その後、払えないでは、私は、済まないと思いますので、その後、回収についてはどのような対応をとられているのか、また、お聞きするところによると、そういう方々は家具等、何か、そういうものを放置状態の中で出ていかれると、その残った家具等、その処分はどこがされるのか、その負担は誰がされるのか。

もう一点、提訴をこれまでたくさんやられていますが、提訴1件にかかわる費用はどのぐらいかかっているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今、御質問にございました提訴するという事は、明渡しを求めると未払い家賃の支払いを求めるという2面性をもっております。

1点目でございます、明渡しを求める部分につきましては、過去、議会でも御報告をさせていただきながら、新しい入居者が入居を継続しているという状況で御理解いただけるとは思いますが、残地物件の引き取りを含めて部屋の明渡し、これはこれまでも実現をしてきているところでございます。

しかしながら、債務と申しますか、未払い家賃の回収がという御質問につきましては、決算報告等で市営住宅の家賃等々についての御報告もさせていただいておるところでござ

いますが、全て回収できている状況には実はございません。そのような状況にございますことを御説明させていただきます。

それと整理費用につきましては、前段申し上げましたように責任を持って部屋を明け渡していただくという手続の中で、市のほうが改めての費用負担を特にしてるわけではございませんが、裁判費用につきましては、大変申しわけございませんが、1件当たりちょっとどのくらいかかるというものを私もちょっと今、手元にご覧にならないので、早急に調べてお答えをさせていただきます。

○19番（三原 昭治君） 今、言われた家具等の放置でそのまま出られるというのは、当然市は見る必要ない、けどそういうケースがあるという——そういう場合はどうなるんですか、どうされているんですかということです。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） わかりました。責任的な部屋の明け渡しをしていただくという御説明を差し上げましたが、例えば、どうしても残った場合等の処理費という御質問でございますれば、ちょっと今、過去の事例も調べて、あわせて御報告をさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 明渡しの提起、提訴は、私は大変いいことだと思っております。公平性の観点から大いにこれはやるべきだと。

それともう一つは、もっと早く、この、今、34号ですかね、これ見ても毎年毎年、何年間ずっと12カ月分、12カ月分払ってない状況にあります。先ほど申しましたけど、債務保証ということできちんと保証人をとられているんですから、保証人に対する対応、また提訴後の滞納家賃、未払い家賃についてもきっちり回収いただくことを要望しておきます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 先ほどの、三原議員に附則するものですが、保証人制度というものがありますが、この年数がずっとたつて、かなりの金額になっておりますけど、なるべく早く保証人にも伝えてあげた方がすごく優しい対応と思っております。その辺、期限等というのはあるんですか。ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 保証人制度にかかわる今の期限というのは、こういう状態が発生して以後の対応の期限ということでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君）　そうです。早く言ってあげないと、すごくきつい状態に保証人もなってくると思いますので、例えば、こういう未払いが起こって、例えばもう3カ月支払われてない、ならば、保証人のほうにまず一報入れるとかいう、その期限ですね、そういうものがあるのかどうかということをお尋ねしたいです。

○議長（行重 延昭君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君）　もちろん、入居されている御本人様への通知等々につきましては、再三にわたって行っておりますし、保証人の方々へのそういった状況のですね、発生した報告、これも早い段階では行っております。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君）　以上で、報告第34号及び報告第35号を終わります。

報告第36号契約の報告について

○議長（行重 延昭君）　報告第36号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君）　報告第36号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府市立牟礼小学校及び防府市立佐波小学校の給食調理等一部業務委託契約につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君）　本件に対する質疑を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君）　ちょっと確認いたします。

今回、西日本フードサービス株式会社ということで落札と、こういうことになりましたけども、今、小学校のですね、給食の調理業務を委託している会社が数社あると思いますけども、それを全てちょっと教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君）　教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君）　お答えいたします。

今、小学校給食を委託している業者といたしましては、西日本フードサービス株式会社、それからシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、それから株式会社日米クック、この3者でございます。

○24番（松村 学君） 何小学校は何会社か。

○教育部長（藤井 雅夫君） はい、わかりました。

西日本フードサービス株式会社が、中関小学校、華城小学校、松崎小学校、牟礼小学校、小野共同調理場、それから、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が、新田小学校、佐波小学校、それから株式会社日米クックが、華浦小学校、牟礼南小学校。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） これだけの小学校があって、これだけしか業者がね、まとまった業者が、何かいつも落札しているように思えるんですよね。

で、ちょっと分析してですね、実際、何でこのように3者でかたまってしまうのか、ちょっとその辺について、ひょっとしたら基準が厳しいとか、何かいろいろ要因があるのかなと思ったりもするんですけど、その辺についてはどのように分析されてますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） このたびの入札につきましては、登録業者が7者ございます。7者に入札の案内をいたしまして、その中から、参加するという表明をされた業者が5者ございました。5者について、どういった体制で給食を実施するかという提案書をいただきまして、審査委員会で審査をいたしました。そのときに、業者のほうから、その提案についてプレゼンテーションを受けるわけでございますが、そのときには4者しか参加されませんでした。その4者で入札を行って、西日本フードサービス株式会社に決定をしたものでございます。ですから、登録業者が7者ということで、そこからもうあとは業者さんの方針といいますか、意思できちんとしてきたというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 今回の契約金額も1億710万円という結構高額ですよ。

こういう高額な、その委託が、物件が、全部で10ほどあるわけですよ。それが、まあ、何かこう、見ようによっては何か持ち回りで何かとっているような思いもします。

そもそも私も、かねてより提案しておりましたけど、やはり、地産地消というぐらいいすから、地元のですよね、そういった食品会社といいますか、いろいろそういった業者もおると思いますし、そういうことが入る余地というのは実際ないんですかね。どういうふうにお考えでしょうか。ちょっと、きちっと、衛生面もきちっとして仕事をされていると思うんですよ。だから、何で——普通、大体入札の原則としては、市内業者、そして、市内業者でもちょっと数が足りん場合は準市内業者ですよ。そして、市外業者というふうに枠をだんだん広げていくわけですけども、全部全て市外業者と、こういうことだと思う

んですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほど御説明申し上げましたように、給食調理ということで指名登録をされている業者さんで行っております。ですから、市内業者さんが、そういった登録をしていただければ、私どもとしても大変結構なことというふうに思います。今後、そういうことがあれば、ぜひ市内業者さんにも登録していただきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 聞くんですけど、今のその学校給食委託の要求水準は、市内業者でクリアできるような内容になっているのか。

それとまた、入札検査室にも聞きたいんですけども、そういった地元の業者にも、そういった募集、働きかけを実際されているのかどうか、それでも来ないのかどうか、その辺についても確認したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

市内業者に、具体的な参加への呼びかけをしているかということでございますけれども、本業務の執行につきましては、入札検査室ではちょっとここはかかわっておらないわけでもございますけれども、主管課のですね、そういった御要望があればですね、今、登録業者の中から、そういったことも今後、考えられることかもしれません。

第一に考えられるのは、先ほど教育部長が申し上げましたように、給食調理等の安全性の確保というのが一番の目的ではあるかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 入札の募集要項、それから業務の要求基準というものを定めて募集の際には業者の方にお示ししております。

まず、私どもが一番要求しておりますのは、やはり、給食を衛生的に安全に確実に行っていただける業者ということで、まあ、いろんな法律もございますし、そういったものにきちんと対応していただける業者ということをまず第一に考えて、こういった募集要項、要求水準を定めております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） それでは、前も同じような質問をしましたが、別件で、そ

の安全性を確保する上で、法律的に具体的な、こういった対応ができる業者が、まさにその今の要求水準で安全と言われることがクリアできる業者なんでしょうか。こういった何か資格とか、またあるんでしょうか。例えば、法律ではどのように遵守、いろんな規定がされているんでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校給食につきましては、学校給食法に基づく基準、学校給食衛生管理基準、それから大量調理施設衛生管理マニュアル、こういったものがございます。こういったものを私どものほうでお示しして、あとは、これに対応できるかどうかというのは、業者さんの判断で応募されるようになると思います。それについて、こういった体制できちんとやるということを、審査会で、プレゼンテーションできちんと説明していただきまして、それで、審査会で委員の皆さんが、これだったら大丈夫だろうということで選定されれば、その業者さんは、入札に参加できるということになります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 余り細かく言うと時間が足りなくなりますので、一応ですね、じゃ、そういうですね、働きかけをやっぱり地元の業者の方々にやってほしいんですよね。そして、逆に言うと、どの業界でもそうですけど、やれるんですよ。やれるんですけども、経験がないとか、そういったこともあります。だから、逆に言えば、ある程度指導しながらですよ、実際そういう安全基準、今の衛生管理基準とかありますけども、そういったものがクリアできるように、だいしょうその助言もしながら地元の業者を育てるという観点も含めながらですね、やっぱり地元の方々にも接していただきたい。今後、だから、そういった形で、今でもこれ1億円あるわけですから、10校になると10億円という大きいお金ですよ。よそに落ちるのと、防府市内で落ちるのと、どっちがいいかということも考えながら、教育委員会といたしましても、そういう配慮をしていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今回は、これ、牟礼小と佐波小が一括で契約されておりますけど、その理由、本来なら一つ一つの学校についてですね、学校の状況も違うだろうし、契約するのが筋じゃないかと思いますが、なぜ2校一緒に、一緒くたに契約したんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 確かに、昨年度までは2校、入札対象校がある場合には、

それぞれの学校について、それぞれ入札を行っておりました。で、昨年度、そういう方法で入札を行いましたときに、入札参加者が少なかったと、で、業者さんも固定する傾向にあったということで、議会、教育民生委員会のほうで入札方法を見直してはどうかという御意見がありました。そこで、今年度につきましては、そういった競争性を少しでも高めるにはどうしたらいいかということを検討いたしまして、2校一括で行うということに決めました。そういったことで、このたびの結果になったものでございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） そうすると、要はその契約の金額が大きいほうが競争性が高くなるという考えでこのようにされたわけですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほど申しましたように、入札の参加業者がだんだん少なくなってきたと、これは、やはりこの状況を変えなくてはいけないということが一番大きな理由でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今のを聞いてますと、入札参加者が少ないというのは、結局、契約の金額がですね、小さいから、余り業者にとっては魅力がないと、だから一緒にしてですね、大きな契約にすれば食指が動くだろうと、業者の皆さんも興味を持つだろうというふうにも聞こえました。そういう論理でいくとですね、どんどん広げていけばですね、今度は市内の全小学校一括でですね、契約したらもっとたくさん食指を動かす、興味を持つ業者が増えるということにもなりますよね、論理からして。そうになっていいのかどうかということ。それぞれの学校について、地理的状況も違いますし、いろいろの学校の状況も違いますし、一括にしてやっていいものだろうかとか、もしそうなった場合ですよ、2校の場合でも同じですけどね、ちょっとその辺、危惧を持つんですが、どうでしょうか。そういう論理で進めていくと2者より3者、3者より4者、金額が太くなるから興味を持つ業者が増えると、そういうことの、こういう論理になるだろうと思うんですけど、その辺、どうなんですかね。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今回の契約につきましても、5年間の契約でございます。こういうふうに、毎年何校かずつ出てはまいります、やはり、今、全体、委託校が限られておりますので、そんな無制限が増えていくという状況ではございません。毎年2校、多くても3校という形で、毎年なっていくというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 私も木村議員と同じようなことをちょっとまず最初にお尋ねしようと思ってはおったんですが、昨年度までは1校ずつ契約をしていたと、入札手续をしていたと。それで、昨年度の実績でいくと、西日本が松崎、大新東が新田、日米クックが牟礼南というように、たしか3者が1校ずつとるといような形であったろうと思います。そういう形でいくと、その参加業者が4者とか3者の中でいくと、それぞれの業者がある意味では、何ていいますか、競争性が落ちるようなことになりかねないというところの話は、半分わかるようなことでもありますけれども、ただ、同時にですね、例えば佐波小でいきますと、今度、来年の4月からは業者さんがかわるわけです。そうすると、これまでそこで調理していた人が総入替えになるかもしれないというようなこともあるわけですが、その辺についての解消策といいますか、そういうことについては、どのようなお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 業者がかわるといことは、これは入札をするわけですから、そういうことは起こるのは避けられないというふうに思います。

ただ、もう既に新年度から業務を行う業者さんというのは、もう今の段階で決定しているわけですから、当然、業者さんも今からそれに向けて準備を進めておられる。そして、契約する業者さんは、現に市内でも給食調理をこれまでやってこられた実績がございます。そういった面で、十分、今から準備すれば対応していただけるものというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） これまでですね、いわゆる1期目といいますか、最初は3年間、それから今回のように2回目の入札のときには5年間という形でしておりますが、これまでその2回目の契約更新といいますか、それをやってきた中関、華城、松崎、新田については同じ業者さんが1回目と2回目としてきているわけですね。今回、初めてこの委託業者がかわるといケースになったわけでありまして、したがって、初めての経験とというようなことになるわけで、そこをお尋ねするわけですが、したがって、その業者間での引き継ぎだとか、そういうような中身について、契約の条項だとか、そういうことの中で、どうなっておるのか。

例えば、市内のよその学校でやってるといっても、それぞれの給食調理室によって若干釜の状況だとか、いろんなものが違っているわけですよ。直営の市の職員の調理員さんに聞いた話によれば、いわゆる学校によって癖があると、調理室によって癖があるというようなことも聞いております。そういう中で、その業者間の引き継ぎというものがきちっ

とそういうふうにできるような契約の内容になっておるのか、その点をちょっと御確認をさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 新年度に向かう中で、普通は春休みの期間中に、きちんとその辺を対応できるように準備するということで、今までも新たに契約する場合もですね、その辺できちんとされるように十分業者の方は準備されております。このたびも、そういうことできちんとされると思います。

ただ、今御指摘のように、業者がかわるといのは初めてのケースでございますので、この点については教育委員会といたしましても十分気をつけて、きちんとできるように今から行っていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 新しい業者さんは、当然春休みの間だとかそういうものも利用されて対応されると思いますが、いわゆるその職場を明け渡すほうの業者さんにしてみれば、余り、どちらかというとおもしろくないという感じはあるのかもしれない。そんなことを多分言われたいとは思いますが、しかし、その業者さんも、市内の小学校の給食調理場、一つ、新年度からも受け持つわけですので、ぜひ、その辺は教育委員会としてですね、きちっとそういう引き継ぎというものがされるように御指導いただきたいというふうをお願いしときたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告36号を終わります。

議案第85号防府市犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第85号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第85号防府市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。

近年、さまざまな犯罪等が後を絶たず、誰もががある日突然、命を奪われたり、傷害を受けたりするような犯罪に遭う可能性が高まっております。

また、犯罪被害者などの多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立したり、さらには、犯罪等による直接的な被害だけでなく、経済的な損失、プライバシーの侵害な

ど、二次的な被害に苦しめられたりすることも少なくありません。

本条例は、こうした状況のもと、犯罪被害者などが受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進、並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として、制定しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございますが、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等、事業者などの責務を明らかにし、犯罪被害者等支援の施策の基本事項を定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 12条に、「支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない」というふうにあります。混乱した状態で申請するということがなかなか難しい場合もあると思っておりますけれども、これについて具体的な運用は、どのように考えられておりますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） どのように支給の手続をしていただくかということでございますけれども、私どものほうからもアプローチをさせていただくこともあろうかと思っておりますが、窓口としましては、警察が第一次的には窓口になるであろうと思っております。犯罪が起きたときには、まず、そちらのほうで対応されるということですから、私どもも事件として把握するようなことになってくるかもしれません。ですから、警察の窓口や私どもにお越しいただければ、窓口を一本化しておりますので、社会福祉課のほうの窓口で対応しまして、手続関係、また精神的な支援や経済的な支援についての内容の御説明を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案につきましては、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第85号については、教育厚生委員会に付託と決定をいたしました。

議案第86号防府市景観条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第 86 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 86 号防府市景観条例について御説明申し上げます。

本市では、平成 13 年に策定いたしました「防府市都市景観形成基本計画」や、平成 14 年に制定いたしました「防府市都市景観条例」などにより、良好な景観形成の推進に努めてまいりました。

そのような中、我が国で初めて景観に関する総合的な法律である景観法が平成 16 年に公布され、景観行政を進めていく上での強制力を伴う法的枠組みが用意されました。

本市は、平成 20 年 4 月に景観法の規定による景観行政団体となりましたことから、本市の景観に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となる「防府市景観計画」を策定し、本年 3 月市議会での議決を経て、同年 5 月から一部を除き適用しているところでございますが、この計画に基づき、本市にふさわしい良好な景観を形成し、個性的で魅力あるまちづくりに寄与するため、条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございますが、市、市民及び事業者の責務、景観法に基づく行為の規制に関する手続、景観重要建造物等の指定や管理方法の基準、良好な景観形成に向けた支援など、必要な事項を定めるものでございます。

また、本条例の制定に伴いまして、既存の「防府市都市景観条例」の廃止及び防府市景観審議会委員の報酬の額を定めるための「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23 番、田中健次議員。

○23 番（田中 健次君） 議会の一般質問で、景観行政団体になるということを求めてまいったりしておる立場からいけば、こういう形で景観条例が制定されることは、大変喜ばしいことだと考えております。

それで、少しお尋ねをいたしますが、議案書の 75 ページで、第 5 章、景観審議会の項があります。この景観審議会は「委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する」というふうにあります。学識経験を有する者が 4 人以内、関係行政機関の職員が 4 人以内、公募の手続により決定した者が 2 人以内ということになっております。

それで、関係行政機関の職員というのは、どういう方が現在のところ想定をされとるの

か、それから学識経験といいましても、さまざまな立場の学識経験があると思います。それは、例えば都市のデザイン的な、そういった形の学識経験、それから都市計画の立場の学識経験、あるいは景観ということであれば、歴史だとか、そういう意味の学識経験というような形であると思うんですが、学識経験ということで、どういう立場の方を想定されておるのか。

それから3番目に、公募の手続により決定した者ということでありますが、この公募の手続により決定した者は、当然、防府市民であろうと思うんですが、ちょっとその確認と、そうであれば、その防府市民であるということを、この3号の文書の中に書き込むべきではないかと思いますが、この辺について御見解をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいま質問のございました、景観条例の中に記載してございます景観審議会の委員構成ということでございますが、議員の皆様方には、この景観条例の制定に当たりまして、過去何度か説明もさせていただいております。その景観賞の選考に当たりまして、景観賞の選考委員さんの選定も事務局では行ってきたところでございますが、その中で申し上げますと、今後、想定される関係行政機関ということで御理解もいただくようになろうかと思いますが、国土交通省さん、それと山口県さん、それと同じ県ではございますが、やはり農村風景等がございますので、県の農林事務所さん等々から委員への御参加をお願いしているところでございます。

また、「学識経験を有する者」ということですが、文化財の審議会にかかわられる委員さん、それと景観のコーディネーター資格をお持ちの委員さん等々にもお声がけをして、景観賞の選定に当たっているところでございます。もちろん、景観賞の選定委員につきましても、一般の市民の方から公募で2名、御参加をいただいておりますので、景観審議会につきましても、先ほど市民の方ということがございましたが、その字句につきまして、ちょっと私どもも検討もしたいと思いますが、おおよそ、やはり防府市内にお住まいの方という条件のもとで公募を行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今のお話だとですね、関係行政機関の職員さん4人以内だけれども、3名しか言われませんでしたけど、もう1名についてはどうなってるのか、それから学識経験のほうも、文化財と、それから景観コーディネーターという形でお二人しか示されませんでしたけど、そのほかについてどうなってるのか、その辺についてお聞きした

いと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問の都度、おわびを申し上げるようでございますが、ちょっと今の人数のきちんとした人数と、その方の権限につきまして、ちょっと手元に資料が実はございませんので、すぐに調べてお答えをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案につきましては、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第86号につきましては、環境経済委員会に付託と決定をいたしました。

議案第87号防府市有住宅設置及び管理条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第87号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第87号防府市有住宅設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、いわゆる公益法人制度改革関連三法が制定、施行され、旧法人は平成25年11月末日までに新法人へ移行するか、解散するかを選択することとなり、財団法人防府市住宅協会の今後について検討してまいりましたが、平成25年3月31日をもって解散し、当協会が所有する全ての財産を市に寄附し、協会の行っていた業務を平成25年4月1日から市が引き継ぐこととなりました。

引き継ぐ財産のうち、伊佐江町に2棟48戸、田島に1棟24戸あります住宅につきましては、市営住宅設置及び管理条例で定められた収入基準を超え、市営住宅に入居できない方の受け皿となっておりますことから、市としても、この基準を引き継ぎ、市有住宅として存続させ、住宅の適正な維持管理を円滑に行うため、防府市営住宅設置及び管理条例の規定に準じ、条例の制定をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 17条、24条には修繕に要する費用、あるいは原状回復について述べておりますけれども、明け渡す際の入居者の費用で、原状回復ということがうたってはありますが、自然損耗部分、例えば畳の表替えなどについては、入居者、退去者に対して、どういう義務を課しているか、それをお答えください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問ございました、退去される際の費用負担と申しますか、責任分担ということですが、第17条にございますとおり、「市有住宅及び共同施設の修繕に要する費用」ということで、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く」ということで書いてございまして、一応、退去の際には、職員のほうが退去の際の室内の状況等を確認いたしまして、退去に際しての費用負担の、双方の費用負担と申しますか、このくらいの費用負担をお願いすることになりますという、その都度、例はケース・バイ・ケースで違いますが、先方様とお話をしておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 国土交通省の指針によりますと、自然損耗部分、例えば畳の表替えなどは、汚損、破損部分は補修の義務を課してはありますが、畳の表替えについては、自然損耗として義務を課しておりませんが、市営住宅の方にお伺いしますと、その辺のところも義務として退去の際に、入居者の負担により畳の表替えをお願いしてるというふうに伺ったんですけれども、それは、そういうふうにされておるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ケース・バイ・ケースと申しあげました、今、国土交通省の基準の中で、自然損耗と申しますか、そういった部分には求めていないという状況にあるのではないかと御質問でございましたが、基本的にはですね、年数の経過とともに傷む部分はやむを得ないという意識のもとではございますが、先ほど申しましたように、退去される際に室内の現状を双方で確認して、それぞれで費用負担を定めておるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 10番、田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 93ページの敷金、第15条というのがありますが、今度は大家が変わりますので、来年の4月1日から大家が変更になりますと、この敷金というのは、もとの住宅協会のほうから市のほうがもらえるのでしょうか。そして、預かったものを返還というような状況になるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 市のほうへ財産の全てを移行いたします。それは現入居者がお住まいの状態のまま、市のほうが建物並びに現有の資産を全て受け継ぎますので、その状態の中で新たな敷金は発生はしません。そういうことでよろしゅうございましょうか。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 87 号については、環境経済委員会に付託と決定をいたしました。

議案第 88 号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第 89 号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

議案第 90 号防府市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第 91 号防府市道路標識に関する基準を定める条例の制定について

議案第 92 号防府市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第 93 号防府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第 94 号防府市河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について

議案第 95 号防府市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

議案第 96 号防府市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について

議案第 97 号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第 88 号から議案第 97 号までの 10 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 88 号から議案第 95 号まで及び議案第 97 号の 9 議案について一括して私から御説明申し上げます。

なお、96 号につきましては、水道事業管理者より御説明いたします。

本 9 議案は「第 1 次及び第 2 次地域主権推進一括法」の施行による関係法令の改正に伴い、条例の制定をしようとするものでございます。

主な内容につきましては、まず、議案第 88 号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などを定める条例の制定についてでございますが、介護保険法の改正等に伴い、これまで厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、省令で定める基準に従い、または当該基準を標準として、もしくは参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで省令において定められておりました基準のうち、サービスの提供に関する記録の保存期限の基準につきましては、不適正な介護給付費に対する返還請求の請求期限と同じ 5 年保存に延長すること、非常災害対策の基準については、単に計画を策定し、避難、救出などの訓練を行うだけでなく、災害の種類ごとの防災計画の策定や防災訓練の結果に基づく防災計画の検証及び見直しを行うこと、地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員については、多種多様なニーズに対応できるよう柔軟な基準とすることを本市の実情に応じた独自の基準として設け、これら以外の基準につきましては、省令等の基準を継続することとして、省令等と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

また、地域主権推進一括法とは別に、地域主権改革の観点から介護保険法が改正され、介護サービスの基盤強化のため、指定地域密着型サービス事業者の申請者の法人格の有無の基準及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員につきましては、市の条例で定めることとされましたので、これまでの基準を継続することとして、あわせて条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第 89 号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございますが、介護保険法の改正等に伴い、これまで厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準について、省令で定める基準に従い、または当該基準を標準とし、もしくは参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで省令において定められておりました基準のうち、サービスの提供に関する記録の保存期限の基準及び非常災害対策の基準については、議案第88号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などを定める条例と同様に、本市の実情に応じた独自の基準として設け、これら以外の基準につきましては、省令などの基準を継続することとして、省令などと同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

また、地域主権推進一括法とは別に、地域主権改革の観点から介護保険法が改正され、介護サービスの基盤強化のため、指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格の有無の基準につきましては、市の条例で定めることとされましたので、これまでの基準を継続することとして、あわせて条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第90号防府市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、道路法の改正に伴い、これまで道路構造令で定められておりました、市道の技術的基準について、今後は政令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで政令などにおいて定められておりました基準を継続することといたしまして、政令などと同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第91号防府市道路標識に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、道路法の改正等に伴い、これまで道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められておりました道路標識の寸法について、今後は省令で定める基準を参酌し、市道の道路管理者である市の条例で定めることとされましたので、これまで省令において定められておりました基準を継続することといたしまして、省令と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第92号防府市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等に伴い、同法律により道路管理者が管理する道路のうち、多数の高齢者、障害者などの移動が通常徒歩で行われるものであって、国が指定する特定道路の構造について適合すべきとされ、また、特定道路以外の市道の構造についても適合するよう努めることとされております道路移動等円滑化基準につきましては、これまで「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」で定められておりましたが、今後は省令で定める基準を参酌し、市道の道路管理者である市の条例で定めることとされましたので、これまで省令において定められておりました基準を継続することといたしまして、省令と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第93号防府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等に伴い、これまで「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定められておりました公園施設のうち、特に「移動等円滑化が必要である特定公園施設の設置に関する基準」について、今後は省令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで省令で定められておりました基準を継続することといたしまして、省令と同様の規定を市の条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第94号防府市河川管理施設等の構造の技術的基準に定める条例の制定についてでございますが、河川法の改正等に伴い、これまで「河川管理施設等構造令」の規定に準拠した取り扱いが行われておりました、本市が管理する準用河川の河川管理施設の構造について、今後は、河川管理上必要な一般的技術的基準を、政令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで政令等において定められておりました基準を継続することといたしまして、政令等と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第95号防府市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてでございますが、公営住宅法の改正等に伴い、これまで「公営住宅等整備基準」で定められておりました公営住宅及び共同施設の整備基準について、今後は省令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで省令において定められておりました基準を継続することといたしまして、省令と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

次に、議案第97号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、「第2次地域主権推進一括法」の施行による関係法令の改正に伴い、本市の関係条例について所要の改正をするための条例を制定しようとするものでございます。

まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴う「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正についてでございますが、本市が一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、今後は省令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで省令において定められておりました技術管理者の基準を継続することといたしまして、省令と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

次に、都市公園法の改正に伴う「防府市都市公園設置及び管理条例」の一部改正につ

いてでございますが、都市公園及び公園施設の設置基準について、今後は政令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで政令において定められておりました設置基準を継続することといたしまして、政令と同様の規定を市の条例に設けようとするものでございます。

次に、下水道法の改正等に伴う「防府市都市下水路条例」及び「防府市下水道条例」の一部改正についてでございますが、本市における都市下水路の構造及び維持管理の基準並びに公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理の基準について、今後は政令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまで政令等において定められておりました構造及び維持管理の基準を継続することといたしまして、政令等と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 177ページに戻っていただきます。

議案第96号防府市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、「第2次地域主権推進一括法」の施行による、「水道法」及び「水道法施行令」の改正に伴い条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、「水道法施行令」等で定められておりました布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、今後は水道事業者が地方公共団体である場合、政令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、これまでの政令等において定められておりました基準を継続することといたしまして、政令等と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 本会議に先立って、全員協議会でこれについての若干の説明受けましたが、その中で、いわゆる地域主権改革に関する法律に基づくものが、これでは条例改正が終わるという形で、あと、3月に市営住宅の関係のものについて出されるというふうにお聞きしました。

ちょっと確認の意味でお聞きをするんですが、ことしの1月31日にありました総務委員会の勉強会、それに出された資料でいくとですね、法律において、各課こういうものが

ありますというようなことが書かれてあります。それで、多分これは当てはまらないということで、その資料には課の名前が書いてありますが、当てはまらないということで今回出されないのかどうか、そこのちょっと確認をしたいのですが。

例えば、「職業能力開発促進法」、これについて、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準、それから無料とする公共職業訓練の範囲、普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準というんで、所管課が商工振興課というふうになっております。田島にあります県から市が移管を受けました施設については、そういった職業訓練的なものをするのではなかったかと思うんですが、これは、この法律の関係では当てはまらないのかどうか。そのほか、そういったものがほかにもあるのかもしれませんが、その辺について、ちょっと確認の意味でお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 失礼しました。今回の一括法に関しましては、総務部のほうで一括して全部チェックをかけて、該当する該当しないかの確認をしております。その中で、今回は、今、御質問のありました内容につきましては該当しないというふうに判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） いいですか。ありませんね。

質疑を終結して、お諮りいたします。

ただいま議題となっております10議案につきましては、なお審査の要があると認めますので所属常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第88号及び議案第89号の2議案につきましては教育厚生委員会に、議案第90号から議案第97号までの8議案については環境経済委員会にそれぞれ付託と決定をいたしました。

議案第98号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第98号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市葬儀所業務を廃止するため、条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

本市の葬儀所業務につきましては、本年6月市議会におきまして、平成25年4月1日から霊柩車による遺体搬送業務を含む一部の業務を廃止し、残りの市葬儀所業務は継続する旨の条例の改正がなされたところであり、廃止されず残された祭壇の貸し出し等の業務については、自宅葬、または、地域でとり行われる葬儀が想定されているところでございます。しかし、斎場以外での祭壇の貸し出しの実績を見ますと、平成22年度には9件、平成23年度には13件の利用がございましたが、今年度につきましては10月末までの利用件数は1件でございます。

また、霊柩車による遺体搬送業務を廃止することにより、市の祭壇を利用し葬儀を自宅で行われる方が減少することが予想されることから、市葬儀所業務の役割は終えたものと考えられます。

さらに、防府市行政改革委員会から、葬儀所業務の速やかな廃止が妥当であるとの答申を受けておりますことも十分に考慮し、本市の葬儀所業務を廃止するため本案を提案するものでございます。

今後、市民の皆様への周知を図り、平成25年3月31日をもちまして廃止しようと考えております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） これについて、今、市長からも説明がありましたけども、議会でも継続審議等々経まして、かなり長期の間、議論をして、最終的に、やはり低所得者のための最低限のものは残して、それはちなみに経費は余りかからないわけですから、お金のかかる車の更新時に、こういったものは廃止しながらも、やはりこういったものは残そうということで、議会として決定してきたわけでございますが、まあ、あれから、市長もるる、今、利用率が低い等々でまた上げたよというような意見でございましたけども、まだ一部要ということで、まだ1年もたっていない時期に、この議案、また再び上げられた理由というのがわからない。分析も何もしてないのに、また再度、すぐに、何の結果も出ていないのに、こうやって廃止の議案を出された理由、この辺についてもう一回お聞きしたいなと思います。改めて。

○生活環境部長（柳 博之君） 6月議会におきまして、修正が採決されたということでございますが、1年もたたないうちになぜ上げたかという御質問でございますが、この葬儀業務の存廃につきましては、3月議会におきまして廃止の御提案をしたところ、継続

審議ということで、一応6月の議員さんからの修正提案を受けて採決されたということではございました。

ただ、6月の採決の当日に私もその内容、初めて知ったんですけども、私どもは市の葬儀業務、祭壇の貸し付け、霊柩業務等々について全面的に廃止ということ。これは件数も減ったということ、あるいは民間が充実してきた、あるいは低廉な価格でも葬儀が可能になったということも全て含めまして、さらに、先ほど市長が壇上で申しましたように、行革委員会からの御提案もあったということも含めて提案したところでございますが、6月の採決当日に、急遽、特1、特2の祭壇は廃止すると、残りの1号、2号、3号、神式については残そうではないかという提案が、急遽なされたところでございます。私どもも寝耳に水という状況ではありました。これにつきましては、この内容を当時の常任委員会、教育民生委員会でも議論されておられません。

で、これにつきまして皆さんにもお願いしたと思うんですけども、まだまだ教育民生委員会でも議論されていないんだから、どうか継続審議してもらえないだろうかという願いをしたんですが、一応、議員の皆さんの総意ということだったと思うんですが、ということで、これは採決ということになったわけです。

で、その内容につきましても、例えば自宅葬になるわけですけども、1号、2号、3号、神式を残すということは自宅葬、低所得者層に配慮したということではございますが、じゃあなぜ特1、特2がなくなったのか。今でも、これまでの例を見ますと自宅葬におきましても特1、特2等は残っているようでございます。そういったこともやはり、常任委員会でいろいろ議論していただくのがいいのではないかとございまして。

さらに、自宅葬を残すということは、やはり職員、霊柩車がなくなるんですから、これまで3人であった職員が2名ぐらいでいいと思うんです。ただ、その2名の職員はある程度確保する必要がある。これは今、クリーンセンターでごみの収集等々をしておりますが、じゃあ、従来ごみの収集をしておって、じゃあ、自宅葬が出たから急遽行きますよというのはなかなか難しい現場でございまして。その辺もよくよく御理解していただいて、今言いましたように、まず1点は、常任委員会でまだまだ議論されてない内容であったということ。そして、特1、特2がなぜ、特1、特2だけの廃止なのかということ。そして、職員の確保も必要であるといったような点、等々も含めて、再度、もうちょっと常任委員会で議論していただき、また全体の中でも御議論いただきたいということの思いで提案したものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 所管委員会で議論、しっかりしていただきたいんですけども、職員についての、今、確保と言われましたけども、もともと専従職員じゃないわけで、今までやっておったわけですから、今になって急に業務が困難になるという理由は、これは理屈が通らないのではないかなと思いますし、また、やはり、行革委員会、行革委員会と言われますけど、行革委員会で決める話じゃなくて、議会というのが地方自治法の中で、地方公共団体の最高の意思決定機関というふうになっておるわけですから、我々が決めたことは、少なくともそんなに簡単なものじゃないと。もちろん、当然、その気分とか、そういったもので我々が審議してるわけじゃなくて、いろんな角度から長時間にわたる審議を経て一つの結論を出した結果が、この前の結果だったということなわけです。その辺はやはり行政の人たちは、もっと真摯に受けとめていただかないと。じゃあ、われわれ、この場に集まって何をしてるのかということにもなりますし。やはり我々も市民の意見を聞いて、代表者としてきちっと発言をさせていただくわけですから、言うならば、市民の声を無視するということにもなりかねませんね、考え方によっては。少なくともやはり時間をおいて、きちっと検証した上で出すべきであると、私はそのように思いますので、委員会でもきちっと、この辺についてはまた審議していただきたいと。よろしく願います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議決機関は議会であります、それを、私ども執行機関としては、例えば行政改革につきましては行政改革委員会の方々にお諮りをし、その答申を受けて物事を判断していく、そういう判断材料にしているわけでございます。

そうした中で、この葬儀業務というものは全国でもほとんど例のない、恐らく皆無かもわかりません。よくそこら辺はわかりませんが、市で行っておる。果たして今の時代に、それは、あればあったでこしたことはないんでございましょうが、正規職員が2名、3名配置されて、その給料の総額だけでも2,000万円ぐらいになるわけございましょう。その職員が年に1件か5件か、あるいは10件かわかりませんが、それらの葬儀に關与していく、そういう時代であるか。民間が何も葬儀をやる業者がない、どこにもいないという戦後の大混乱期の中で生じた、公営による葬儀業務であるわけございしますので、今の時代に合った、今や低廉な価格で葬儀を行ってくださる業者さんもたくさんあるわけございまして、万が一、葬儀ができないお方に対しては、別な観点からの福祉施策をもって処遇をして差し上げることによって、はるかに経費の節減にもつながり、また同時にサービスの提供も落ちるものではない、このようにも考えているところでもございまして。

部長が6月議会の折のことを、るる申しました。まさに、あの6月議会の折には、突然

そのような形があらわれてきたものでございまして、そういう状況の中から斟酌してまいりますと、当然、今般御提出したような形を出していくことが、一番議会の皆様方に対しての誠意ある私どもの対応であると、そのように判断をいたしているところでございますので、担当委員会において、よくよく議論をいただきながら進めさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 論点がずれますけども、何でも切り詰めていく、何でも独立採算ということになると、住民の福祉は守れないんですよ。福祉というのは赤字になってもやっていかなきゃいけないわけです。お金をつぎ込むところなんです。困っている人を助けるのが行政の役割です。利益を出す、そういったところじゃないんですよ、地方公共団体というのは。その辺はよう重々承知していただいて、弱者の味方になっていくというのが本来のスタイルであると、そういう立場に立って私は議論していただきたい。それだけは申し添えます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げますが、弱者、いわゆる大変な生活をなさっておられる方々がお困りにならないように、別な角度からの助成をしていくことは何らやぶさかではございませんし、現実に葬儀の業務に当たっておられる数社の方々の御意見を伺いまして、しっかりとサービスをさせていただくと、そういうお言葉もいただいております。事と物によってのことであるということ、よく御理解をいただかねばなりません。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 売り言葉に買い言葉になりますけども、これについても私も、別の角度でそういった困窮者に対しては、何か手当て、補助というか、そういったものを考えないかということは御提案しました。そちらも御検討いただいたんですけども、結局何もなかったわけですよ。そういうことは、全く何も考えていないわけ。切るのは切ると。で、別の角度で手当てすると今、市長がおっしゃったけども、そういったことも全く考えていない。このままでは切り捨てになっちゃうんですよ。我々はそれを守ったんですよ、6月議会では。それだけをお願いします。もう言いません。市長も言わないでください。お願いします。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 部長さんが言われるように、確かに最終的な特1、特2の部分は、ぎりぎりの段階で修正という形で決まったわけですけども、根幹部分については

その前から、ある程度私は申し上げていたつもりであります。ただ、それが通らないというふうに、執行部の皆さんはたかをくくっておったので、そういう形になったんだろうと思うんですが。

継続審査というようなことを言われましたが、これはこれで議決はするけれども、何らかの話をしたいということであれば、委員会なり、あるいは関係の議員が協議すると、こういうふうにその場では申し上げたはずです。

しかし、その後何らのそういう継続、例えば教育民生委員会に対する説明会だとか、あるいは勉強会という形で、この条例について何の話し合いも、執行部のほうからやろうということはされてこなかったということだけは、はっきりしておきたいと思います。

それから、先ほど松村議員からも言われましたが、代替の福祉施策を提案しろということは、私以外のほかの議員から、委員会で出されました。出されましたけど、それについての回答はありませんでした。結局それは、代替の福祉施策をやるということでは、そういう考え、とらないという結論が出たんだと、私は考えております。

それから、市長は何人かの職員さんで、総額2,000万円以上の人件費云々ということでしたけれども、これは行政改革審議会の中の、途中の議事録か資料を見ていただければわかると思うんですが、葬儀所業務以外のクリーンセンターの業務に携わる日数だとか、そういうものを差し引いたら純葬儀所の業務に関する人件費が幾らになるのか、こういうことが行革委員さんから出されて、行革委員さんの中では2,000万円ということではなくて、数百万円という金額で議論をされているはずですよ。その辺については市長も認識を改めていただかないといけないと思いますので、ぜひそういうことをよろしくお願ひしたいと思います。

そういうこともひっくるめて、前回は私、所管ということでありましたけれども、教育民生委員会が教育厚生委員会という形で所管がえになりましたので、委員会で私、審査に加われませんので、その点だけ申し上げておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） この件につきましては、ことしの3月議会でも、私、一般質問で取り上げさせていただいておるわけでありましたが、もともとは、ことしの6月末をもって、この20年近く使用した霊柩自動車が車検を迎えると。で、その後、いわば車の維持に関して、大変疑問も残るし、エアコン等々も不十分だということで、また、この葬儀所業務、自宅葬が年々減少傾向にあるといったことを背景に、この葬儀所業務の廃止ということで3月議会に上程されたわけでありまして。その後、前教民に委員会付託ということで結審。6月に結論が、ああいう形で出たわけでありまして。

しかし、その後においても、なぜ市民に周知も、その当時、市民にこの業務について周知してこなかったのかといったこともまた委員会でも出たと思います。また、そうした市民の声を聞く行政側として、そういう場を設けてはどうかというふうな提案もあったんですが、しかし、そうしたこともさらさら対応もされていない。しかも、それは委員会の中で自治会連合会関係者等々の代表の方が何人か委員会にいられて、そうした現場の声を当委員会で発言をされておるわけでありまして。委員会としては相当な、要するに日数、審議を重ねて、努力して、結論的にはああいう形になったということでありましてけれども、そうした努力をした結果なわけでありまして。

先ほど市長は、この業務を維持していくために2,000万円とかいうような金額が出て、発言されたわけでありまして、その委員会の、私も傍聴しておる中でも、600万円ないし700万円とか、そういった額のものでありました。それは福祉行政を営む側として、その程度のサービスというものは、私はそんな大きな負担ではないというふうにも感じてもおるわけでありまして。

そこで、なぜ今、市長がこの業務を維持するのに2,000万円と言われる、その根拠をお尋ねしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の発言の言葉が足らなかったようにも思います。3人の職員がかかれば、3人の職員の給料を平均的に加えていけば2,000万円になると、そういう意味で申し上げておるわけでありまして、その3人が、またその業務にかかる時間というものを引いていったらどうこうということでの議論は、議員御指摘のとおり、600万円とか700万円とかというような金額であったかと思うわけでありまして。

私が申し上げたのは、あくまでも単純計算で、3名の市職員が関与していることになる、その総額がという意味で申し上げたことをございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 多分その、三、七、二十一ではありませんけれども、3人の職員がと言われるけれども、併用してクリーンセンターの職務に当たっておられるわけでありまして。先ほど、今年度、24年度で1件ということであれば、とてもじゃありませんが、こんな金額なんて出てくるものじゃないわけでありまして。23年、22年についても、件数からして、全面的にその3人の職員がこの葬儀所業務に携わっているわけじゃないわけでありまして。その辺で、筋が……。そのような根拠で言われたということが、わかったわけでありまして。

私はできれば、当然これは委員会付託になっていくものでありますけれども、やはり、もっともっとそうした関係者というか、市民の声を聞く場も、この際ぜひ所管される委員会で、その辺の分析も改めてお願いをしたいなというふうに、意見として述べておきます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案につきましては、なお審査の要があると認めますので所属常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号につきましては環境経済委員会に付託と決定をいたしました。

ここで昼食のため、13時10分まで休憩といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時 9分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

初めに、午前中の質問に対する説明不足の、土木都市建設部長より説明をするそうでございます。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。午前中に御質問のございました件について、改めて御回答させていただきます。

まず、報告第34号、第35号に関する質問でございますが、これまで市営住宅の、今回明渡し請求等に2件報告をさしあげましたが、同様にこれまで提訴に至った件数はどのような内容の御質問で、なおかつ今後どれくらいの見込みがあるのかということでございましたが、これまで提訴に至った件数が103件ございます。

で、今後の見込みということになるかと思いますが、実は昨年、一昨年、議会のほうで御提案、御報告をさしあげた案件はございませんが、それより前にさかのぼりますと2件、4件、2件、最近5年間、そのような件数を、提訴という形で御報告させていただいております。これから、私どもの感じるところでございますが、やはり年間数件程度、同様の事例が出るのかなと。ただ、そういうことがないように鋭意努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それと、明渡し請求後の残置物件を防府市のほうで処理した例があるかと、また、それにどれくらいのお金がかかるのかという御質問でございますが、実は、残置物件、どうしても市のほうが処理する案件がございます。ケースにもよりますが、残置物件は処理費として大体4万円から5万円程度かかっているのが実情でございます。

それと、最後に訴訟に至ったときの費用ということでございますが、実は弁護士費用、その他印紙代を含めて、約25万円程度かかっているのが実情でございます。

以上、報告第34号、第35号に係る御質問の御回答とさせていただきます。

続きまして、議案第86号景観条例に関する御質問に対してでございますが、75ページの第21条に防府市景観審議会という条項がございます、その中に審議会のメンバーとして10人以内、内訳としては学識経験を有する方が4人以内、行政機関の職員が人名以内、公募により決定する者が2人以内というふうに定めております。

先ほど私のほうから御説明さしあげましたが、既に景観計画の策定、都市景観賞の選考に委員さん御参加をいただいております、その中の委員さんの役割ということで申し上げましたが、新たに定めます景観審議会の委員さんに対しましては、専門的な立場で御意見をいただく方々として景観やまちづくりに普段携わられている方ということで、例えば大学教授、建築士、景観アドバイザー、カラーコーディネーター、樹木医等々に普段から携わられている方々から4人以内ということでお願いをしてみようかなというふうに思っております。

それと行政関係機関でございますが、先ほど国土交通省、それと県の土木建築事務所、山口農林事務所、お3方の御名前を上げましたが、現状、景観賞の選考に携わっていただいている方はお3方なんです、実は新たに定めます景観条例、皆様方には既に御説明をさせていただいておりますが、防府市の良好な景観が損なわれることのないよう、場合によっては、勧告・命令等を伴いますことから、防府警察署のほうにも御参加をいただくほうがいいのかなということで、今のところでございますが、行政関係機関として4名を我々の事務局としては考えているところでございます。

以上、午前中御説明できなかった案件について、この場で御説明をさせていただきます。以上です。

議案第99号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） それでは、引き続き議案を上程いたします。議案第99号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第99号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は平成25年度から、留守家庭児童学級の保育時間を変更すること及び保育料の額

を改定することについてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、現在、留守家庭児童学級の保育時間を、小学校が授業を行う日については授業終了後から午後5時45分まで、土曜日については午前8時30分から午後5時45分まで、夏休みなどの長期休業日については午前8時30分から午後1時までとし、保護者の申し込みにより延長保育を行うことができることとしておりますが、平成25年4月から保育時間及び延長された保育時間を午後6時までに延長し、土曜日及び夏休みなどの長期休業日の保育時間の開始を午前8時からに変更しようとするものでございます。

また、これらの時間延長などにより運営経費が増加いたしますので、平成25年度から保育料の額を、現行の月額2,500円から月額3,000円に改定し、長期休業日における延長保育料の額を学年始め、冬季及び学年末については400円から600円に、夏季については2,400円から3,000円に改定をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第99号につきましては、教育厚生委員会に付託と決定いたしました。

議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）

○議長（行重 延昭君） 議案第100号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

まず第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億699万8,000円を追加し、補正後の予算総額を407億8,933万4,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては5ページの第2表にお示しいたしております。

すように5項目ございますが、そのうち議会だより印刷経費、市広報印刷経費、教職員健康診断業務委託及び児童生徒健康診断業務委託について、平成25年度までの債務負担を設定するとともに、議会インターネット中継業務委託につきましては、平成27年度までの債務負担を設定するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、6ページの第3表にお示しいたしておりますように、漁港整備事業及び道路橋梁新設改良事業にかかわる限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして、その主なものについて御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、8ページ上段の15款国庫支出金1項国庫負担金の1目民生費負担金及び同じページ3段目の16款県支出金1項県負担金の1目民生費負担金につきましては、障害福祉サービスを利用される方が増加したことによりまして、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の2項県補助金2目民生費補助金につきましては、新体系定着支援事業費補助金、子育て支援特別対策事業費補助金、乳幼児医療費補助金及び乳幼児医療費支給事務費補助金の増額を計上いたしております。

次に、10ページ上段の5目農林水産業費補助金につきましては、国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用いたしました漁港の老朽化緊急対策におきまして、来年度予定しておりました西浦漁港の防波堤機能保全工事の一部が補助事業として認められましたので、水産基盤ストックマネジメント事業費補助金の増額を計上いたしております。

次に、同じページ2段目の18款寄附金1項寄附金の3目教育費寄附金につきましては、防府市向島の竹村荘一郎様から御寄附をいただきました、華陽中学校の図書充実のための指定寄附金並びに、市民の方から匿名で御寄附をいただきました、上山満之進翁を顕彰し、三哲文庫の実績を後世に継承するための指定寄附金を計上いたしております。

次に、同じページの3段目の21款諸収入6項雑入の3目雑入につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の増額を計上するとともに、保険年金課雑入といたしまして、平成23年度決算に基づき、後期高齢者医療療養給付費の市負担金が確定したことによりまして、山口県後期高齢者医療広域連合からの還付金を計上いたしております。

次に、同じページの下段の22款市債1項市債3目農林水産債につきましては、水産基盤ストックマネジメント事業にかかわる水産事業債の増額を計上いたしております。

歳入の最後でございますが、12ページ上段の7目地方道路等整備事業債につきまして

は、県事業であります剣川の橋梁改良工事の増工によります県事業負担金の増額等に伴いまして地方道路等整備事業債の増額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、まず人事異動等によります給与関係費の補正につきましては、関係費目におきましてそれぞれ所要の措置を行っていることを申し上げ、以下これらの給与関係費以外の補正について、その主なものについて御説明を申し上げます。

まず、14ページ下段から17ページまでの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、17ページ上段の総務課管理経費におきまして、不当要求行為等防止対策専門委員に対する報酬を計上いたしております。

次に9目企画費の山頭火ふるさと館整備事業につきましては、山頭火ふるさと館整備予定地の土地購入費、物件移転補償費等の用地取得に要する経費を計上いたしております。

次に、22ページの3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費の障害者福祉関係業務につきましては、平成23年度補助事業費の確定に伴う障害者介護・訓練等給付費負担金等の国・県返還金を計上いたしております。

次に、介護・訓練等給付事業につきましては、障害者福祉サービスを利用される方の増加等によりまして、診察支払手数料、介護給付扶助費等の増額を計上いたしております。

次に、障害者自立支援対策臨時特例基金事業につきましては、対象事業所の増加等によりまして新体系定着支援事業助成金の増額を計上いたしております。

次に、24ページ下段の2項児童福祉費2目児童措置費の社会福祉施設整備補助事業につきましては、安心子ども基金を活用し、老朽化いたしました保育施設の改修に対しまして、保育所施設整備費補助金の増額を計上いたしております。

次に、26ページ上段の5目児乳児祉費の乳幼児医療費支給事業につきましては、受診件数の増加等によりまして審査支払手数料及び医療扶助費の増額を計上いたしております。

次に、32ページ下段から35ページまでの6款農林水産業費3項水産業費4目漁港建設費につきましては、35ページ上段の水産基盤ストックマネジメント事業におきまして、先ほど歳入の県補助金の項で御説明申し上げました国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用いたしました西浦漁港の防波堤機能保全工事費の増額を計上いたしております。

次に、36ページ中段の8款土木費1項土木管理費2目交通安全対策費の交通安全対策施設整備事業につきましては、小・中学校の通学路の安全を確保するために、危険箇所に対しまして交通安全施設を整備するための経費といたしまして、施設整備工事費の増額を計上いたしております。

次に、38ページ中段の2項道路橋りょう費4目橋りょう維持費の橋りょう維持事業につきましては、県事業であります剣川の橋梁改良工事の増工に伴いまして県事業負担金の

増額を計上いたしております。

次に、44ページ中段の10款教育費2項小学校費1目学校管理費の小学校施設整備事業につきましては、小学校における夏休み前後の暑さ対策といたしまして、各教室に扇風機を設置するために要する経費を計上いたしております。

次に、同じページの下段から47ページまでの3項中学校費1目学校管理費につきましては、47ページ上段の中学校運営事業におきまして、先ほど歳入の寄附金の項で御説明申し上げました華陽中学校図書充実のための指定寄附金を受けまして、図書購入費を計上するとともに、中学校施設整備事業におきまして、中学校における夏休み前後の暑さ対策といたしまして、各教室に扇風機を設置するために要する経費を計上いたしております。

次に、同じページの中段の4項社会教育費7目図書館費の図書館運営事業につきましては、歳入の寄附金の項で御説明申し上げました上山満之進翁を顕彰し、三哲文庫の実績を後世に継承するための指定寄附金を図書館振興基金積立金に計上をいたしております。

次に、同じページの下段から49ページまでの5項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、49ページ上段の日本スポーツ振興センター災害共済事業におきまして、給付額が当初の見込みより増えておりますので、給付金の増額を計上いたしております。

次に、4目体育施設費のプール建設事業につきましては、老朽化により閉鎖しております防府スポーツセンタープールの解体にかかわる工事費を計上をいたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を2億7,855万6,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 17ページになりますけども、企画費の「山頭火ふるさと館」整備事業費でございますが、4,480万9,000円計上されております。これは御存じのように、9月議会におきまして僅差ではありましたが拒否ということになったわけでありまして。

その際、今思い出してみますと、反対の理由として、形状が余り好ましくないというのが一つあったと思います。それから2つ目には、周辺に駐車場がなかなか確保できないということもあったと思います。それから3つ目に、八王子の住宅協会、あるいは市営住宅ですか、あそこが解体の工事日程が間近に迫っておりますので、あそこを売却してその土地を活用すれば土地購入費が要らないで済むではないかと、こういったことが反対の理由だったように記憶をしております。再度ここに上げられたわけですが、その理由についてお尋ねをしたいと思っております。

それで、なお、先ほどの反対の理由として挙げられたものにつきまして、時間も経過しておりますが、その原因となったものの中に、その原因が消滅するというような状況があったのかどうなのか、その辺も続いてお尋ねしたいと思いますが、こういったことを中心に市長さんのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 「山頭火ふるさと館」の建設に係る用地取得に関する議案を今議会で何故提出に及んだかと、こういう趣旨かと思いますが、議員は御承知のことですけれども、この「山頭火ふるさと館」につきましては、詳しくはまた担当部長から説明いたさせますが、長い年月をかけて議論に議論を重ね、衆議を集めてきたところでございます。

申すまでもございませぬが、種田山頭火は八王子に生まれ、松崎小学校に学び、そして防府中学に学んで、後年は全国を、歌を詠みながら旅をしていった、そういうお方であるわけですが、かのお方の故郷は紛れもなく防府市であると、そういう思いを私も強く持っておる者の一人でございます。

箱物の建設につきましては、これが文化施設であれ、教育施設であれ、何であれ、私も慎重を期さねばならないことはよく承知いたしております。したがって、私が1期、2期と務めてまいりました後の3期目の選挙、すなわち平成18年の選挙において観光振興、文化振興の観点からまちの駅「うめてらす」の建設と「山頭火ふるさと館」をぜひつくりたい、こういうことで選挙に臨んだわけですが、御支持をいただき、そののち、まちの駅「うめてらす」につきましては、議会でもいろいろ議論はございましたが、中にはそのようなものは必要ないというような強烈的な反対意見もございましたが、あの地に誕生し、そして現に、現在30カ月を経過いたしておりますが、大変多くの観光客増ということに結びついているのは紛れもない事実でございます。

一方、旧山陽道、旧萩往還でありますあの通りは、兄部家が消失をしてしまいました、その兄部家も萩往還史跡、史跡萩往還の一部に組み込まれるなど、今後の再建に向けてもまた道が開けてきているところでございます。

こうした中で、表を萩往還、旧山陽道に面し、裏側、すなわち南側は山頭火の小径、山頭火が通学路として通ったと言われている、その小径に接する、まさに絶好のロケーションであると、このように考えております。また、地権者の御協力も得ておまして、そういう状況の中で進めてきた、そしてまた議会においてはさまざまな議論がある中で既に6年以上の時間をかけて議論をしてきたものでございまして、折から種田山頭火の映画がつくられるという話もございますし、また、あの通りが宮市国衙修景事業ということで、

まち交大賞、創意工夫大賞というのも頂戴をしたところでもございます。

このまちづくり、まち交につきましては、これからの第2期に向けて準備に入っているところでもございます。議論は尽くされ、そしていろいろな形での御意見を組み入れたものでございまして、私どもといたしましては最良、最善のロケーションであり、計画であると、このように思っておりますし、これ以上時を経過することによって、地権者の御意向も変わっても大変なことになってしまうわけでございます。まさに今このときしかない、このようにも考えているところでございます。

また、駐車場が5台程度で少ないのではないかと御意見もあったのも事実でございます。ただ、この駐車場につきましては、言い出せばもはやきりがない議論になってくるわけで、「うめてらす」のすぐそばに観光バスがとまる駐車場もございますので、その「うめてらす」から歩いて110メートルかそこいらぐらいのところではないかと思っておりますし、土曜、日曜等にはまた別な方法も十分考えることができるのではないかと、こんなふうにも考えておりまして、まさにあの「うめてらす」と、そして「山頭火ふるさと館」ができ上がり、やがては兄部家が再建されるという形になってまいりますと、あのあたり一帯が人の交流が大変盛んになる場所に生まれ変わっていくのではないかと、また、そのようにさせていかねばならないと、このように思っているところでございます。

今日までの経過につきましては、あらあら申し上げたところでございますが、詳細はまた先ほど申し上げましたように、担当部長からも説明いたさせたいと思っております。新しい議会になって、新しい議会の皆様方の風がこの12月議会には吹いているところでございまして、この中で議論をしていただき、そして大きく一歩前進していける、そういう防府市でありたいと、そのように思って今回提出をいたしましたところでございます。よろしく御審議をいただき、御決断をいただきますようお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私からは、「山頭火ふるさと館」建設に向けてのこれまでの経緯ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど冒頭、市長が申しました平成18年の選挙におきまして、市長がまちの駅と「山頭火ふるさと館」——仮称でございますけども——これを建設するということをうたわれまして、その後、山頭火ふるさと会等々の協議も踏まえまして、ざっとの経緯でございますけども御説明をさせていただきます。

山頭火ふるさと会の皆様といわゆる「山頭火ふるさと館」を設置するに向けての運営とか建設場所とか、あるいは展示資料、そういったことについても御協議してきたわけでござ

ございますが、19年の5月にふるさと会では行政側に対しまして、マニフェストにもある「山頭火ふるさと館」をぜひ設置してほしいという要望がございました。これに対しまして、そのときに申し上げましたのは、市長のマニフェストに従って今後協議をさせていただきたいということと、この「山頭火ふるさと館」については運営形態としては公設民営、また、建設場所につきましては観光資源との相乗効果を生むような場所が望ましいということで、まちの駅から200メートル範囲内の場所を一応建設場所として検討していきたいといったこともお話をさせていただいたところでございます。

そうした中で、この間、6月、7月と協議を重ねまして、19年の8月でございますが、山頭火ふるさと会から記念館を建てるという要望書が市長の方に提出されたところでございます。この要望書の中で、建設候補地につきましては3カ所ほど重点的に検討してほしいということで、1点目が天満宮の参道、これは当時、実は山頭火庵というものがありませんでしたので、そういったところを活用できないかという案だったと思います。

それから2点目が、天満宮南側の立市の中でどっかないだろうかということ。これは、1点目、2点目につきましては観光面からの相乗効果を見ることも必要であるという観点での御提案でございました。

また、3番目が、これが一番思いが強かったんだろうと思いますけども、生誕地付近。これは、この「山頭火ふるさと館」を訪れる方々の訪問目的に一番合致する場所は、やはり生誕地ではないかということだったと思います。

そういった建設候補地3点についての要望が出てまいりまして、いずれにいたしましても、全国から注目されるということも考慮に入れて、しっかりとした建設場所を決定していただきたいというようなことでございました。

それから、引き続き運営方法とか建設場所等についても協議を続けてきたわけですが、20年に入りまして、山頭火ふるさと会のほうから、それまでも建設場所についてはいろいろ協議しておりましたので、生誕地へのこだわりが少し小さくなったといえますか、市のほうとしっかりとした協議を進めて建設場所を決めていってもいいというようなお考えもいただいたところでございまして、20年の11月に、要望書というのを再度いただきました。この内容は、仮想ではありますが山頭火記念館を設置するための市民を交えた協議会といったものをつくって協議してみたらどうかというようなことでございました。そうした御要望に対しまして、市側といたしましても、山頭火記念館設置検討協議会、こういったものをつくって具体的な協議を進める旨の回答をいたしました。

それから、委員の公募等も含めまして21年の6月にその協議会、仮称でございますが、「山頭火ふるさと館設置検討協議会」、こういったものを設置したところでございます。

ここの協議会の中で6回ほど協議を重ねてまいりまして、22年の1月には、「山頭火ふるさと館基本構想報告書」という報告書をまとめていただきまして、市長へ提出していただいたところでございます。

この報告書を受けまして、市役所内部で副市長をトップとした庁内検討協議会を設けまして、設置場所とか、あるいは設置内容、規模、また資料収集、今後の実施スケジュール、それから運営体制等々について、内部の建設に向けての基本的な事項を取りまとめたところでございます。

それから、次が23年になりますけれども、先ほどの「山頭火ふるさと館基本構想報告書」及びこれまで市のほうで詰めてまいりました基本的な考え方、こういったものを23年5月でございますけれども、市議会の全員協議会におきまして御説明をさせていただきました。内容につきましては、建設場所等々、ここにおきましての建設場所につきましては、先ほど市長が御説明しました、一応兄部家東隣の場所でございますけれども、ここを有力候補地であるというようなこともあわせて御報告させていただきました。

それから、建物の内容といいますか、機能といいますか、そういったもの。また、資料収集あるいは展示方法について基本的な考え方、また、管理運営体制について、維持管理経費等々についても概算ではございますけれども、御報告させていただいたところがございます。

そういった中で、御意見としては、建設に当たっては議会のほうの御理解につきましてもある程度いただいたのではないかとということで、今後の進め方として議会での協議会も設置していただいて一緒に協議していただけないだろうかという形の中で、23年の8月には、市議会の方に、「山頭火ふるさと館検討協議会」を設けていただきまして、1回目の会議を開催させていただいたところでございます。この会議につきましては平成24年8月まで5回開催をしていただきまして、今まで協議してきたことの中身について、いろいろ庁内の協議と、また議会の協議という形でやりとりをさせていただいております。

それから次に、23年の11月でございますけれども、こちらは市と山頭火ふるさと会のほうの協議の中で、山頭火資料の寄贈あるいは収集基本計画策定への協力等について覚書を交わさせていただきました。今後、そういった基本計画策定、あるいは資料等の収集等について協力していきたいという覚書でございます。

それから、平成24年に入りまして、先ほどの議会のほうで設置していただきました第4回「山頭火ふるさと館検討協議会」におきまして、山頭火ふるさと会の皆様の意見聴取がなされたところでございます。歴代の会長さんを含め3名の方がその協議会のほうでお話をされたところでございます。そういった中で、建設場所等についてはおおむね市側の

ほうの考えでよろしいというお話もその中にあったことを記憶しております。

それから、5回目の「山頭火ふるさと館検討協議会」の中で、23年度の当初予算でいわゆる基本計画の策定についての一応予算計上はさせていただいておりまして、予算の執行のお許しを得たいということで5回目に協議会をお願いをして、3月の15日に「山頭火ふるさと館基本計画」の策定業務、これを業者に入札により発注したところでございます。

そして次が、24年の4月でございますけれども、先ほど山頭火ふるさと会の方と覚書を交わしまして、基本計画の策定についても全面的に協力するというところでございましたので、山頭火ふるさと会の元会長の方にも入っていただきまして、「山頭火ふるさと館アドバイザー委員会」を設置いたしました。そうした中で業者に出しております基本計画と合わせたいろいろなプラスアルファといいますか、いわゆるふるさと会の方や、あるいはいろんな博物館運営に携わっていらっしゃった方々の御意見も聞きながら、よりよいものにしていこうというような協議も進めてきたところでございます。

そして、24年の8月、先ほど申しました第5回「山頭火ふるさと館検討協議会」でございますけれども、こちらで「山頭火ふるさと館」建設予定地——兄部家の東隣の土地でございますけれども——そういった場所の取得について9月議会をお願いしたいという旨も御説明をしたところでございます。改めて整備予定地として、そこを報告させていただいております。

それから、山頭火ふるさと会のほうでは、24年の9月に、「山頭火ふるさと館の早期実現について」と、陳情ということで市長及び議長宛てに陳情書を出されております。ここでも兄部家隣接地への建設を陳情されていると考えております。それから、御存じのとおり、この24年の9月議会で、10月3日でしたか、本会議最終日でございますけれども、これが建設予定地の取得経費、今回も提出させていただいておりますが、この経費が否決されたという経緯でございます。

その後11月に、市議会議員選挙がございまして、今回、新たに、新しい議員さんも加わっていただいております。新たな市議会でのまた御提案という形にさせていただいておりますので、なにとぞ、建設がスムーズに進むように御協力をお願いしたいところでございます。

以上、私からはこれまで「山頭火ふるさと館」の建設に向けての経緯、これをるる御説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑ありませんか。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、るる御説明いただきましたけれども、たしか平成23年4月、全員協議会で説明というふうに言われましたが、これは23年の5月25日の間違いではないかと思いますがいかがでしょうか。それが1つです。

それからそのときには、兄部家の隣という話まではなかったのではないかと思います。そのときの資料、私、今手元に持っておりますが、建設場所検討ゾーンという形で、いつてみれば「うめてらす」の前の交差点を中心に円が描かれていると、こういう資料しか出されておられませんので、兄部家の場所というのはもっと後の段階ではなかったかというふうに思います。この点が2つ目です。

それから、経過の中で、議会と協議会を持つようになったのは、23年の3月議会で予算について附帯決議がなされたこと、議会と協議することというような、そういう基本計画に進むということについては了解するけれども、いろいろと資料が十分にあるのか、それから建設場所がどこであるのか、そういうことについて市の方針がはっきりしてないんじゃないかと。防府市に種田家から資料の寄贈を受けたということでもないわけであるので、多くの文学館の場合にはそういうことがあるわけですが、したがってそういうさまざまな問題があるので、「議会と協議すること」というような附帯決議がつけられて、それに基づいて協議会が設置されたこと、その協議会の中で建設場所がどこがいいのかとか、さまざまな問題について協議すると、こういう経緯があったと思います。

その協議会の中に、私も協議会のメンバーでおりましたから、ずっと加わっておりますけれども、基本計画についてそれを認めると、基本計画を業者に委託することを認めると、ただし建設場所については、その協議会の中で意見がまとまらないので土地の形状は別にした形で基本計画をつくると、そういう変則的な形ですが、それで何とか認めてほしいという形で協議会とすれば認めたという経緯があるわけでありまして、その後、場所はあそこしかないの、あそこの土地で計画書ができておりますというふうに、我々議会が説明を受けたのは8月の時点であります。長年きちっと協議ができてその結果がまとまったということではなくて、協議が十分できないまま見切り発車的に予算をこういう形で出されたと、9月議会で。そのことがボタンのかけ違いというふうに御認識いただけないと困るんではないかと思えます。

基本的に私の立場は「山頭火ふるさと館」、立派な物をつくってほしいと、いろいろ資料の山を見ましたら山頭火新聞の創刊号、平成5年か6年のものがありましたので、私はそのころ以前から山頭火に興味を持って、ずっとふるさと会の会員でもありますけども、そういう意味で、しっかりしたいい物をつくってほしいと、その場所について、今のところでは不十分ではないかと、こういう形で議論をさせていただいておるわけであります。

それから、今津議員がいろいろ反対の理由という形で言われました中で一つ漏れておるところがありますが、それが宮市という、そういう場所に、非常に大事なものであります。兄部家、その兄部家というものの隣接の土地であるので、兄部家を将来これを再建するときには、あそこの土地はむしろ兄部家と連動して、一体の物として活用しなければならないわけで、それを山頭火のために今、使うということは、将来、しまったというふうに悔いを残す問題になるだろうと、こういうふうに申し上げたと思います。そのことについてもぜひ御検討をお願いしたいと思うんですが。

そういう意味で基本的にいくつかの事実経過について再確認をお願いしましたが、そのことと、協議が十分に最終的にできていないからこういうふうになっているんだと、このことについて御見解をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私、先ほど5月というふうに言ったんですけども、全員協議会、5月25日のことでございます。それで、そのときにもお示ししております資料は建設場所、検討ゾーンということでございますけれども、そういった中で「うめてらす」の周辺も有力な候補地というような言い方をしているわけでございます。それから、ずっと私の記憶では、もう具体的に個人的な議員さんとのお話し合いという、話というのが正式なルートではないとは思いますが、有力地としてはもうあそこしかないというようなことで、御説明もさせていただいた記憶がございます。それと、5回目のいわゆる基本計画を発注させていただくときの議会協議会での御説明の中でも、そういったところが有力候補地であるので、御理解をお願いをできんかと、事務局のほうから御説明をさせていただいております。

そういった中で、基本計画を策定するに当たっては、何らかの形状的なものも示していないと、いわゆるその配置計画とか資料展示計画といったものは大変難しゅうございます。そういった中で、これまで常々ずっとお話ししております最有力候補地、これについて業者のほうに、こういった形の中に入るような、こういった中でベストな配置計画ができるよう検討をお願いしてきたところでございます。

よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 私の手元にある資料だと、整備予定地、今の兄部家の隣が示されたのは今年の1月30日の第4回の検討協議会です。そういう形の中でされていて、何か当初から兄部家の隣というようなことではなかったというふうなことは、ぜひ御確認いただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、基本計画で我々がいただいておりますのは8月21日の「山頭火ふるさと館検討協議会」に出された資料、あるいはその前の8月20日の総務委員会の所管事務調査で出された資料。これ、内容的には同じものですが、これ、いずれも中間案という形で、ページでいけば16ページまでで、その後いわゆる5章までで、6章、7章、8章の部分についてはまだこれは我々には示されておらないんですが、こういうものは今の段階、市とすれば土地を購入するという段階に入っておるといって、まだこれは議会に示すことはできないんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 御質問にお答えいたします。先ほど資料として4回目からということですが、実は2回目の議会との協議会の中で少し、今、現状の予算をお願いしております形状ではございませんが、もう少し広いといいますか、ちょっと違う部門も含めた形状図面図といいますか、そういったものもお示しをしております。

それから、市の内部の協議の中で変わってまいりまして、最終的な案になってきたわけでございます。それから、今の基本計画の中間案は確かにおっしゃる通りに4回目ですか、5回目ですか、にお示しをしたところでございます。これにつきましては、実は9月の議会用地について取得経費をお願いしております、それが認められれば、実はパブリックコメントにかける予定でございました。いわゆるそのパブリックコメントをかけるに当たりましては、やっぱり十分な中身、そしてまた建設場所、そういった、等々完備したものでなければ市民の皆様の御意見を伺うということが不十分でございますので、そういったことを計画していたわけですが、実は10月3日の本会議で否決という形になりましたので、急遽そのパブコメを今、延期させていただいているところでございます。

また、業務委託のほうにつきましても、御無理をお願いして延期をさせていただいているところでございます。今後、いずれかの時点で、この計画については今年度中の事業でございますので決着を図らねばなりません。そういった中で、その中間案が、今、原案、こういった形になっているということも、計画としてはまた、終わった時点でお示しができるのではないかと、このように考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 中間案をパブリックコメントにかけるということですか。そうじゃなくて、8章までできたものをパブリックコメントにかけるということだろうと思うんですが、そういう形のものがある程度煮詰まっておれば、これはパブリックコメントにかけるかけないは別にして、たまたま土地の問題がそういう形で議会が予算を削ったわけですけれども、議会との理解を深める意味で、そういうものは議会に提出すべきでない

ですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 田中健次議員がよく御存じのように、パブリックコメントをかける前には必ず議会のほうに説明しております。ですから、その説明もできなかったということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） パブリックコメントをかけるまでじらすわけですか。もう物はできてるわけでしょ。できてるわけであれば、それについて早く議会と共通認識を得るためにも、示せるものは示して事業の理解を得るということが、これは常道ではないかと思うんですが、こちらが予算を認めなければ、パブリックコメントをかけられませんから出せませんというふうに聞こえるわけですけれども、できてるものであれば、今時点のもので示していただいて、それで若干意見があれば、それを取り入れていただいて修正をすると。こういうことが必要になってくると思うんですが、いかがでしょう。

というのはですね、そのパブリックコメントをかけると言われるけれども、山頭火ふるさと会の主要な役員の方、複数の方がこの中間案を私、口頭で説明をしたんですけれども、現在考えられている常設展示室のような形で、ジオラマだとか、そういうようなものを常設展示室にすれば、1度見に来たら、それで人が来なくなりますと。ここは企画展示室と同じようなそういった展示ケースをつくって、その中で常設展示をするようにしないとい施設になりませんか、こういう話を個人的な話としていたしております。そういうような形で十分にこなれていないこの基本計画も、最初の基本構想をつくる時には市民を交えた検討協議会でしているわけですが、この基本計画そのものは、いってみればコンサルタントと市の担当者の間だけでやって、我々も出てきた結果を見せてもらうことにしか過ぎないわけです。

だから、そういう意味では本当に基本計画そのものにいろんな意見が入っているのかどうか。まだまだ基本計画そのものも、もっと内容を議論して詰めなければならない状況だと思うんですが、そういう意味で、できているものであれば、今時点のものを、最新のものを議会にも示すべきだと、こういうふうに言っているわけです。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今の基本計画の中身でございますけれども、今最終的な詰めをしておりますが、先ほどから申しておりますとおり、基本計画を策定するに当たってはアドバイザー会議を設けておりまして、その中には山頭火ふるさと会の方も入っております。会長及び元会長もいらっしゃるわけでございます。そういった方には御

相談をしながら基本計画の変更もかけております。

それから、先ほどから何回も言っておりますが、この基本計画をパブリックコメントにかける前には必ず、議員の皆様方の御意見を聞くこととしているわけでございます。ですから、今後、パブリックコメントをかけるに当たっては、当然、議員の皆様方の御意見もお聞きしなければならない。

しかしながら、市民の方にこのパブリックコメントで基本計画をお示しするに当たっては、しっかりとした最終的な案、また建設場所とか、展示内容とか、そういったものは基本計画が本当、詰めの段階でやっていかなければならないということで、先ほどの9月議会、これの最終的なところでちょっと延期するべきだという判断をしたわけでございます。それは議会のほうでもなかなか認めていただくことが難しいというような状況もあったやにも考えておりますし、もしその時点でまだ協議会を開いて聞いていただければ、今後も御説明いたしますし、パブリックコメントの前には議員全員にも見ていただけたらなど、御説明もしなければならないと、そのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） やりとり聞いてまして、すごくまどろっこしいんですよ。御存じのとおりですよ。場所が決まらなければ建屋の形も示されない。建屋の形も示されなければそこに何をどのような形で配置するかも決めようがないんです。場所が決まらないうちからこれが基本計画でございますというような形で示せと言われても示されません。それから、パブリックコメントを出せと言われても出せません。そのように、事ほどさように場所をきちっと確定をしていかなければならない。その確定しようとした議案を9月の議会で1票差で否決になったということで、もう、ほとんどあの地権者の方々が、もし、もう、防府市さんには売るとやめたよということになっちゃえば、これは、あそこに何が建ってもそれはどうしようもないことになるわけなんです。だから、時間的に限界が近づいて来ているということを私は申し上げているのであって、総務部長ももっとはっきり、まどろっこしく言わないで、場所が決まらなければ、図面は示されないでしょということをおんたも言わなきゃ。というようなことで、もっと前向きにこれらの議論はしていかななくてはなりませんし、またしていくことが市民のためにもなる、あるいは防府市浮揚の一つの契機にもなるということでお願いをしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） やめようと思ったら市長さんが言われたんで、ちょっと一言だけ言いたいと思います。あの場所をもし議会が予算を削除して、修正をして山頭火の館として認めないということで、ほかのことになるんではないか、それは私も心配しており

ます。だから、ぜひこれは土地開発公社に宮市本陣兄部家の修復、これに関連する用地として、市が債務負担をつけて先行取得していただければ、私はこの問題は解決すると思います。それで、その問題は解決すると思います。

それから、土地が決まらないから出せないということですから、土地が決まるようにこんな形でぼんと予算を出してこれをのみなさいということではなくて、それは議会と執行部で土地についてもう一度改めて協議をすると、土地が決まらないからこういう形になっているわけです。だから、もう一度改めて協議をするというその場を議会と執行部の間で持っていただければ、そこで煮詰めていただければ、1票差でどうか、そんなややこしい話じゃなくて、そこでもう一度煮詰め直すべきだと思います。以上だけ申し上げてやめます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 土地開発公社であそこを先行取得をして、兄部家用地として云々というような考えは、私は全くございません。どうぞ、あなたが市長になられてそれを提案をしてください。

それから、土地というものについては、私どもは、かの地が、先ほども申し上げましたように、理想的な土地である。これが観光振興あるいは文化振興の上からも欠かすことのできないものであると。こういうことでございまして、議論は既に出尽くしております。ただ、議会が変わられました。25人のメンバー——24名だったんですが、あの頃は——25人になって、そしてそのうちの9人が入れ替わっておられるわけで、その9名の方々にわかりやすく御説明をさせていただいたことでありまして、これ以上の議論を何らしていく余地は残されていないと、時間的余裕もないと、このように私は考えております。

○議長（行重 延昭君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） かなり長期にわたって議論されてるようですが、この件に関して当然、いろんな方の御協力があり、御支援がありということですが、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この件が例えば、どんどん長引いていった場合にどういうことが想像されるのかということをお尋ねしたいんですけども。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これは私もよくわかりません。土地を持っておられる方が現におられるわけですから、そのお方がどういうふうな御計画をお考えであるかもわかりません。ただ、待ってくださっているのは事実でございます。いつまでもいつまでも待たしていくということは絶対に許されないであろうと、私は心配をしているところであり

ますし、ならばとりあえず買っておけよというような安易な財政出動は、私は、する考えはございません。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 何か話を聞いておりますと、ちょっと例え方が悪いんですけども、子どもが親に嫌いな食べ物を無理やり口に押し込んでとりあえずうまいんだから食べよと、絶対うまいから食べよ。だけど、子どもはそれじゃなくて違う物が食べたいと言います。だけど、それでも押し込んで。何かそういう感じがしますね。確認といいますか、先ほど議会の話を聞くというふうにおっしゃいますけど、話を聞くというのは聞き流すことじゃなくて、聞いてきちっと検討していくということなんですよね。それで初めて聞いたってなるんです。

確認しますけれども、我々議会も無責任にノーと言ってるわけではなくて、一応、代替案はきちっと提案しているわけです。一番初めに提案したのが、山頭火生誕の土地、イズミの北側にあるあの土地ですね。そして、八王子の市営住宅が解体されるということで、ちなみにその近くに山頭火の第一句碑があります。しかも、用地は市の土地ですから、ただで入れます。余ればまた残りは売却もできます。それはまた山頭火会館の建設費にも充てることのできる。最近、お金がないないというわけですから、なおさらそういう工夫も考えれば、今よりは安価に山頭火の会館をつくることのできる。

そして、市長さんが力を込めて言われますけれども、私もそういう考え方、持ってますから、提案もさせていただきましたが、らんかん橋の下の土地、天満宮のそばがよいと、あそこへいろんなものを集中していくんだということであるんだったら、らんかん橋の下の土地。

で、さらには今ちょっと運営が難しくなっている表参道の駐車場がございしますが、こちらのほうも活用させてもらえれば、表参道の振興も含めて、全て効率的にかなうわけですね。

で、あえてお聞きしますけれども、絶対そこで間違いないとおっしゃいますが、我々は今の3点、特にこの前も山頭火ふるさと会の方々と議会は懇談を持ちました、この議案を修正する前に。そのときに、早くつくってほしいという意見と、もう一つ、はじめのころは、山頭火の会としては生誕地がよかったというようなこともぼろっと言われてました。ところがどっこい、市のほうで、やはりあそこがあそこかと、こういう話だったんですね。であれば、今しがた、いろんな角度で検証すべきである。少なくとも議会として今3つの土地については提案をしております。これは何がいけなかったのか。これをまずお聞きしたい。

それと、もう一つ、先ほど今津議員がおっしゃいましたけれども、私はもう一つこの兄部家の隣の土地の弱点を指摘しましたけれども、交通安全対策です。歩道もございませんし、ただでさえ今、何も無い状態でもあれだけ、夜になったら混んでるわけですね。昼も夜も。山頭火の会館ができたらもっと混みますね。車が動かんくらいになるかもしれません。これについてはどのようにあれから対策を考えられたのか。この2つについてお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私の記憶で申しわけないんですけども、県立総合医療センターの寮がありました、あそこの土地についての御提案は記憶にございますが、あと八王子のアパート跡地につきましては田中議員から前回の議会のときに突然お話を聞きました。また、今、松村議員がおっしゃいました立市のらんかん橋の下でございますが、それについても個人的にはお聞きしておりますけれども、協議会という場ではお聞きしてないということで御理解を賜りたい。

そしてまた、私ども常々申しておりますあそこ、いわゆる兄部家の隣の土地は終始一貫して「うめてらす」の周辺で探してきた中で、あそこが最有力地ということで、常々ずっと、ぶれることなくお示しをしているところでございます。今、大変申しわけないんですけども、空いてるところがあればこちらがいいというような御提案ではないということも御理解いただきたい。

また、交通安全対策ですけれども、私どもは、前回の松村議員の御質問でもお答えしましたように、あそこは歩道も広く、別段、危険であるというような認識はしておりません。まだ、議員がおっしゃる、いわゆるらんかん橋の下のところのほうがもっと危ないのではないかなと、私はそのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） らんかん橋のところではいけない理由というのは何だったんですか、だから、結局。形状は最高にいいと思いますよね。だから、よくわからないんですよね。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 個人的な話の中で、松村議員からではなくて、ほかの議員から実はお聞きしまして、すぐに見に行きました。間口11メートルでございます、奥行きが。ちょっと今手元にないんですけども、長方形の形でございまして、また奥に細長い土地が続いているような状況で、面積的には約800平米程度ではなかったかなというふうに思っております。

そういったことを考慮した中で、実は現在の最有力地としておりますのは、面積が約1,100平米、44平米ですか、ございますし、これも間口が9メートルということで、2メートルぐらいの差しかないということと、隣の土地を足せば24メートルになるということと、山頭火の小径に接しているということで、今後、旧山陽道、旧萩往還の第2期工事を計画しておるわけでございます。そういう計画も今、申請途中でございますが、その目玉として天満宮周辺一体を歴史文化ゾーンとしてまとめ上げていきたいなというのが強い思いでございます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 補足しますが、場所等々につきましては、25人議員がおられれば25案おありだろうと思います。あそこがだめならここもあるよ、あそこもあるよとやりだしていったんでは、これはまさに船が山へ上がってしまいます。議論を尽くして、そしてこの地がということで私どもが提案をさせていただいているものであり、市民がとおっしゃいましたが、山頭火を長年顕彰し続けておられるコアの市民の皆様方は一刻も早く、しかもあの土地しかない、こういうような思いの中で、熱い思いを抱いておられることもこれまた事実でございますので、どうぞお考えをいただきたいと思います。

それから、駐車場の問題あるいは土曜、日曜日の煩雑な状況になることにつきましては、私も実は杉山教育長とも話をいたしております。「ふるさとの学校のからたちの花」と山頭火が歌い、松崎小学校の正門にはその句碑も掲げられているわけでございますが、あのからたちの花は今も現存しております、まさに職員、先生方がとめられる駐車場のくろり周りがからたちの花でございます。あそこを学校の目的外使用ということにもなるかわかりませんが、土曜、日曜のときには山頭火ゆかりの母校ということでの顕彰碑を別につくったり、からたちの花がこれですよとか、いつごろ咲きますよとか、そういうようなことなども書いて、掲示板にして一つの観光スポットにもなっていくのではないかと。あそこであればちょうどいい散策の距離ではないかとも思っているわけでありまして、もはやあそこだここだ、ここだあそこだと、場所についてどうこう議論をしていく状況下ではございません。今、理解をしてくださり、今、協力をしてくださっている地権者の方々のお気持ちを考えていきますと、これをもてあそんで議論を長引かしていくということは大変御無礼なことであろうと、このように感じているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） もてあそんでいるのはそちら側じゃないかなと思うわけですよ。我々はいろんな角度で考えて、ここじゃいけませんって言うてるんですから。土地はそ

こだけじゃなくて無数にあるんですよ。だから、その中で探されたらいいわけであって、何でそういう考え方になるのかなと思います。

もう、最後に1個だけ確認しますが、新しい議員の議会だからもう一回提出したということでございます。それも理が通っておるでしょう。もしも、今議会でまた再び修正と相なったときには、今後はもう出さない、新しいところを探される、そういうふうになるというふうに、また混乱を呼ぶような、また形も何も変えず出すと、こういうことはもうないと、こういうふうに思ってもよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） もしかのことについて今、即断することはできません。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 1点、お伺いを先にいたします。たしか、ふるさと会の方たちこちらにお越しになられまして、お話を聞く会がございました。それは先ほどからも出ております。ふるさと会の方たちにおかれましては長年、資料収集等また啓発等にまた皆さんへのPR等に大変御尽力をされてこられました。その中でのお話の中で、この「山頭火ふるさと館」の整備事業に関しては大変心待ちにされているということ、そしてこの時が大事であるということは何度もおっしゃったというように記憶をいたしております。なぜかという理由の一つに資料の収集のことをおっしゃったわけでございます。この時をつかんでというか、この時にしっかりと建設をしていくことで大事な資料も収集ができるんだというふうなことをおっしゃったように記憶をいたしております。

この件に関しては9月議会より、時間も経っておりますけれども、このたび12月1日には、2日でしたか、お集まりになられた記念式典もございました。そういったことから、資料の収集に関して何か新しい情報等が、また変化等がございましたら教えていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 資料収集につきましては、先ほどの経緯の中でも述べましたように、山頭火ふるさと会のほうの御協力をいただける分につきましては協議を進めております。それとあわせて、いろんな情報をいただく中で、ホームページでもお願いしていただくわけですが、例えば四国のほうでお話をいただいておりますことにつきましても、ちょっとお伺いをして作品を見せていただいたりとか、そういったことについての努力をしております。また、予算的にも本年度はわずかではございますけれども、資料収集の経費も計上しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） これ以上整備事業がおくれていくということに関して、資料収集にも影響があるということによろしいのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 資料収集に影響があるかと言われれば、影響がないとは言えないと思うんですけども、この資料につきましては、危惧しておりますのは、一次資料、こういったものをいかに集めていくかということが大変重要ではないかなということも思っております。そうした中で、一次資料を集めるに当たっても、慎重には慎重を期したというところもございますので、今少し、資料収集については少し時間をかけなければいけないのかなと。しかしながら、いただけるものについては直ちにでもいただけるという努力もしていかななくてはならないと。これは早ければ早いほうがいいと、そのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） 私はきょう、山頭火の質問は総務委員になっておりますので、質問はできないだろうと思っておりました。ただ、今、副議長を経験なさった松村議員が2度にわたり3度にわたり質問しておられるわけでございます。1点だけ質問させていただこうと思うんですが、山口市、松山市という、山頭火に大変ゆかりのある、関係の深い他の都市が、この「山頭火ふるさと館」に相似たものをこの防府市がもたもたしておれば、そのうちさっさとつくってしまった。そういった暁には防府市のために、この我々防府市議会はどのように責任をとればいいのかというようなところもあるわけございまして、他市に先を越されないようにするためにも、ぜひともこの防府市が早くつくっていきいたいというふうに思いますが、市長の考えをお聞かせいただきたいです。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も松山の前の市長の中村市長、今、愛媛の知事をしておりますが、中村時広氏ともこのことについて話をしております。山頭火終焉の地が松山であるわけでございます。また、議員の皆様方にはよく高速道路も利用されるかと思いますが、高速道路を下関から防府のほうへ向かってまいりますと、山口市に入るところでここから山口市という看板が左側に標識がございます。それは山頭火が描かれて、ここから山口市と、こういうふうに書かれております。私は無性に異様な感じがその折にはするわけですが、事ほどさように、いろんな形で御縁のあった種田山頭火、全国各地に御縁のあった方でございますだけに、山頭火ふるさと会の全国組織がございます。先般12月1日から3日までの間、防府市で21回目の全国大会が開かれました。全国からお越しになる山頭火ファンの方々から「市長がんばれよ。一刻も早く頼むぞ」と、こういうような、激励だ

と思うんですけども、もたもたしとったらというようなことはおっしゃいませんでしたけども、そんなことも感じております。小樽でございましたか、石原裕次郎の記念館が大変な好評を博していると聞いておりますが、石原裕次郎はお父さんのお勤めの関係でちょっとおられたのは紛れもない事実のようでございますけれども、そういうように、事ほどさような事柄がいろんなところでも出てきても情けない、悔しいことになる。こんなふうにも思っておりますし、冒頭申し上げたとおり、箱物というものは思いつきや何かでぽっぽとできていくようなものではございません。文化施設、今は「山頭火ふるさと館」です。「山頭火ふるさと館」が終われば、次は、次はというふうに、あるいはプールの建設が終われば次は、体育施設はというふうに、次なるものを前を、前を向いて建設的に考えていくのが、私どもに課せられた大きな課題であろうと、このように思っているところでございますので、格段の御理解をお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案につきましては、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号については予算委員会に付託と決定をいたしました。

議案第101号平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第102号平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第103号平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第104号平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第105号平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

議案第106号平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第107号平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（行重 延昭君） 議案第101号から議案第107号までの7議案を一括議題とします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第101号から議案第107号までの7議案につきまして

て一括して御説明申し上げます。

まず、1ページの議案第101号平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条におきまして、歳出予算の補正を計上するとともに、第2条におきまして債務負担行為を計上いたしております。

まず、債務負担行為につきましては、3ページの第2表にお示しいたしておりますように3項目ございますが、そのうち宿泊業務委託及び飲料水サービス業務委託について平成24年度から平成27年度までの債務負担を設定するとともに、ホームページ管理運營業務委託につきましては平成25年度から平成27年度までの債務負担を設定するものでございます。

次に、歳出につきましては人事異動等による給与関係費及びホームページ作成業務に係る電算業務委託料を計上するとともに、同額を予備費で調整いたしているものでございます。

次に、11ページの議案第102号平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、21ページの議案第103号平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）、31ページの議案第104号平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、41ページの議案第105号平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）、47ページの議案第106号平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び59ページの議案第107号平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、この6会計につきましては、人事異動等による給与関係費を補正し、同額を一般会計からの繰入金等で調整をいたしているものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第101号については総務委員会に、議案第102号から議案第105号まで及び議案第107号の5議案については環境経済委員会に、議案第106号については教育厚生委員会にそれぞれ付託と決定いたします。

議案第108号平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第109号平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（行重 延昭君） 議案第108号及び議案第109号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 議案第108号及び議案第109号について一括して御説明を申し上げます。まず、議案108号平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、検針関係業務におきます定例検針、使用開始及び中止等の業務を民間業者へ委託するための債務負担行為について、その期間と公共下水道事業会計との一定の割合による限度額を定めようとするものでございます。補正予算書2ページにお示しをいたしております、債務負担行為に関する調書につきましては、その財源等をお示しいたしておるものでございます。

次に、議案第109号平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は水道事業会計において御説明いたしております検針等の業務を民間に委託するための債務負担行為について、その期間と水道事業会計との一定の割合による限度額を定めようとするものでございます。補正予算書2ページにお示しをいたしております債務負担行為に関する調書につきましては、その財源等をお示しをいたしておるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第108号及び議案第109号の2議案については、環境経済委員会に付託と決定いたしました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程をすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月12日の午前10時から一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

午後2時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月7日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 吉 村 弘 之